

IV 導入支援制度

次世代自動車導入のための支援対策（中央省庁等・公的金融機関）

●次世代自動車等の導入に対する支援制度一覧表（平成26年度）

	番号	補助制度	対象車種						支援内容	窓口
			FCV	EV/ PHV	CNG	HV	その他	設備		
補助制度	1	特殊自動車における低炭素化促進事業					●		民間企業におけるハイブリッドオフロード車等の導入補助	環境省
	2	中小トラック運送業者における低炭素化促進事業					●		中小トラック運送業者における環境対応車両の導入補助	環境優良車普及機構
	3	低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業（大型CNGトラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業）			●			●	物流事業者等におけるCNG充填施設の整備及び大型CNGトラックの導入の補助 （平成27年度は前年度からの継続事業のみを実施）	低炭素社会創出促進協会
	4	環境対応車普及促進対策事業			●	●			トラック・バス事業者における次世代自動車等の導入又は使用過程車のCNG車への改造への補助	国土交通省
	5	地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速的普及促進事業	●	●			●	●	トラック・バス・タクシー事業者における電気自動車及び充電施設の導入又は電気自動車への改造への補助	国土交通省
	6	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	●	●			●		地方公共団体、その他法人及び個人におけるクリーンエネルギー自動車の導入への補助	次世代自動車振興センター
	7	次世代自動車充電インフラ整備促進事業						●	地方公共団体、その他法人及び個人における充電設備の整備への補助	次世代自動車振興センター
	8	水素供給設備整備事業費補助金						●	法人、個人事業者（地方公共団体含む）における水素供給設備の整備への補助	次世代自動車振興センター
税制上の優遇措置	1	自動車重量税の時的免除・軽減措置	●	●	●	●	●		環境性能に応じて自動車重量税を時的に免除・軽減	—
	2	自動車取得税の時的免除・軽減措置（新車）	●	●	●	●	●		環境性能に応じて自動車取得税を時的に免除・軽減	—
		中古車の取得に係る特例（自動車取得税）	●	●	●	●	●		中古車の取得の際、環境性能に応じて課税標準から一定額を控除する特例措置	—
	3	低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）	●	●	●	●	●		平成25年度末までに低公害車を新車新規登録した場合、翌年度1年間の自動車税を軽減する等	—
	4	グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置		●		●	●	●	低公害車や急速充電設備等の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置	—
	5	低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置						●	燃料供給設備の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—
6	排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置					●		2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）の取得に係る固定資産税の課税標準の特例措置	—	
財政投融资制度	1	(株)日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資		●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	(株)日本政策金融公庫
	2	(株)日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資		●	●	●	●	●	低公害車や燃料供給設備等の取得に係る低利融資	

(注意) FCV：燃料電池自動車、EV：電気自動車、PHV：プラグインハイブリッド自動車、CNG：天然ガス自動車、HV：ハイブリッド自動車
 その他：水素自動車、クリーンディーゼル自動車、オフロード車（建設機械等）、低燃費かつ低排出ガス認定車、ポスト新長期規制適合車などを指す。

※詳細は、p.125～131の対応箇所参照。

●次世代自動車の導入に対する補助制度（平成 26 年度）

(1) 特殊自動車における低炭素化促進事業	
目的	低炭素化・低公害化が遅れており、1台あたりのCO ₂ 排出量が多いオフロード車について、大幅な燃料消費量の削減が見込めるハイブリッドオフロード車等を対象に、導入に係る事業費の一部を支援することで普及促進を図り、一層の二酸化炭素及び大気汚染物質排出量の削減を図る。
対象者	民間企業
補助対象	ハイブリッドオフロード車等の導入（購入及びリース）
補助率	通常車両との価格差の1/2
問合せ先	環境省 水・大気環境局 自動車環境対策課 電話：03-3581-3351（内線 6577）

(2) 中小トラック運送業者における低炭素化推進事業	
目的	長期経年車から燃費性能の高い環境対応車両への代替を促進し、トラック輸送におけるCO ₂ 排出削減を図る。
対象者	トラック運送業者（中小事業者に限る。）
補助対象	先進環境対応型ディーゼルトラック
補助率	大型車 100万円、中型車 70万円、小型車 40万円（定額補助）
問合せ先	一般財団法人 環境優良車普及機構 電話：03-5341-4577

(3) 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金のうち、物流の低炭素化促進事業 （大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築事業）	
目的	大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデルの構築に係る事業計画を策定し、これに基づく車両及び設備導入経費を補助することにより、中距離貨物輸送を担う大型トラック輸送の低炭素化を図る。（平成 27 年度は前年度からの継続事業のみを実施）
対象者	一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備を導入する者、ファイナンスリースにより提供する契約を行う民間企業、団体
補助対象	大型 CNG トラック、大型 CNG トラック用天然ガス燃料供給設備
補助率	導入費用の 1/2（上限 1 億円）
問合せ先	一般社団法人低炭素社会創出促進協会 http://lcspa.jp/

(4) 環境対応車普及促進対策事業	
目的	自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進する上で、自動車運送事業者の環境対策の推進を図ることが重要であることから、自動車運送事業者の次世代自動車（CNG 自動車、ハイブリッド自動車）の導入を支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	(1) CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス (2) 使用過程車の CNG 車への改造
補助率	(1) 車両本体価格の 1/4 以内又は通常車両価格との差額の 1/3 以内（※） ※経年車の廃車を伴う新車購入の場合については通常車両価格との差額の 1/2 以内 (2) 改造費用の 1/3 以内
問合せ先	国土交通省 自動車局 バス車両の導入：環境政策課 電話：03-5253-8111（ex.42533） トラック車両の導入：貨物課 電話：03-5253-8111（ex.41322）

(5) 地域交通のグリーン化を通じた電気自動車の加速度的普及促進事業	
目的	電気自動車の普及を図るため、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う自動車運送事業者等に対し、バス、タクシー及びトラックの電気自動車の導入を重点的に支援する。
対象者	自動車運送事業者等
補助対象	電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む）及び充電施設の導入
補助率	(1) 電気自動車（プラグインハイブリッド自動車や燃料電池車を含む。） ※電気自動車への改造も含む バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3 ※燃料電池車：車両本体価格の1/2 (2) 充電施設 バス：車両本体価格の1/2 タクシー・トラック：車両本体価格の1/3
問合せ先	国土交通省 自動車局環境政策課 電話：03-5253-8111 (ex.42533)

(6) クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助	
目的	クリーンエネルギー自動車の普及を促進し、運輸部門における二酸化炭素の排出抑制や石油依存度の低減を図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	クリーンエネルギー自動車（電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車等）の導入
補助率	同格のガソリン車との差額から、車種ごとに設定された一定額を引いた額の1/1もしくは2/3以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-3503-3782

(7) 次世代自動車充電インフラ整備促進事業	
目的	次世代自動車用充電器の設置に対する補助等の事業を行うことにより設備投資等を喚起するとともに、次世代自動車の更なる普及を促進し、日本経済の下支えを図る。
対象者	地方公共団体、その他法人及び個人
補助対象	充電設備の設置（急速充電設備、普通充電設備）
補助率	本体価格及び設置工事費の2/3もしくは1/2以内
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-4412

(8) 水素供給設備整備事業費補助金	
目的	燃料電池自動車に水素を供給する設備の整備を進めることにより、燃料電池自動車の普及による早期の自立的な市場を確立し、内外の経済的社会的環境に応じた安定的かつ適切なエネルギー需給構造の構築に資するとともに、関連産業の振興や雇用創出を図る。
対象者	法人、個人事業者（地方公共団体及び地方公共団体が出資する法人を含む。連名を含む。）
補助対象	水素供給設備一式（オンサイト方式、オフサイト方式、移動式など）、設計・工事・経費等一式
補助率	補助対象経費の1/2（又は定額）と補助上限額を比べて低い金額
問合せ先	一般社団法人次世代自動車振興センター 電話：03-5501-1562

●次世代自動車の導入に対する税制上の優遇措置制度（平成 26 年度）

(1) 自動車重量税の時限的免除・軽減措置		
制度内容	<p>(1) 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に新車新規検査を受けた場合に、環境性能に応じて自動車重量税を時限的に免除・軽減。</p> <p>(2) 上記(1)の免税対象車に該当する自動車について</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間の新車新規検査で免税とされた後、初めての継続検査は自動車重量税を免税 平成 24 年 5 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の新車新規検査で免税とされた後、初めての継続検査は自動車重量税を 50% 軽減 平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間の初めての継続検査は自動車重量税を 50% 軽減 <p>(3) 上記(1)の免税対象車（上記(1)及び(2)の適用があるものを除く。）について、平成 24 年 5 月 1 日から平成 27 年 4 月 30 日までの間に受ける最初の車検証の交付等に係る自動車重量税を 50% 軽減。</p>	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	75%軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	50%軽減
	<p>(注)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5 トン超の重量車 	

(2) 自動車取得税の時限的免除・軽減措置

	制度内容	平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に新車を取得する場合に、環境性能に応じて自動車取得税を時限的に免除・軽減。	
新車	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	免除
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車 	80% 軽減
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ディーゼル車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ディーゼル車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車 ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車 	60% 軽減

中古車	制度内容	平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までに新車購入時以外の取得をする場合に、環境性能に応じて自動車取得税を軽減	
	措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ○電気自動車（燃料電池自動車を含む） ○天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx）10% 低減 ○プラグインハイブリッド自動車 ○クリーンディーゼル乗用車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制に適合した車両総重量 2.5 トン以下のディーゼル乗用車 ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	45 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +10% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +10% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	30 万円控除
		<ul style="list-style-type: none"> ○乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車 ○中量車 <ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準達成車（ガソリン車に限る。） ・☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +5% 達成車（ガソリン車に限る。） ○重量車 <ul style="list-style-type: none"> ・ポスト新長期規制（NOx・PM）10% 低減かつ重量車燃費基準達成車（ハイブリッド自動車に限る。） ・ポスト新長期規制適合かつ重量車燃費基準 +5% 達成車（ハイブリッド自動車に限る。） 	15 万円控除
		(注) ・乗用車等：ガソリン乗用車及び車両総重量 2.5 トン以下のガソリンバス・トラック ・中量車：車両総重量 2.5 トン超 3.5 トン以下のバス・トラック ・重量車：車両総重量 3.5 トン超のディーゼルバス・トラック ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車 ・☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 50% 以上低減させた低排出ガス車 ・重量車燃費基準：平成 27 年度燃費基準を満たす車両総重量 3.5 トン超の重量車	

(3) 低公害車に係る自動車税の軽減措置（自動車税のグリーン化）		
制度内容	平成 26 年 3 月 31 日までに排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車を新車新規登録した場合、翌年度 1 年間の自動車税を軽減。また、新車新規登録から一定年数を経過したガソリン車、LPG 車及びディーゼル車については、それぞれ経過した年度の翌年度以降の自動車税を重課。	
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車（燃料電池自動車を含む） ・プラグインハイブリッド自動車 ・天然ガス自動車（ポスト新長期規制（NOx）10% 低減） ・クリーンディーゼル乗用車 ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 +20% 達成車（平成 32 年度燃費基準達成車に限る） 	概ね 75% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 20% 達成車（平成 32 年度燃費基準未達成） ・☆☆☆☆かつ平成 27 年度燃費基準 + 10% 達成車 	概ね 50% 軽減
	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン車又は LPG 車：13 年超 ・ディーゼル車：11 年超 ※電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車（ガソリン車のみ）、メタノール自動車、一般乗合バス、被けん引自動車を除く。 	概ね 15% 重課
	(注) ・☆☆☆☆：平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75% 以上低減させた低排出ガス車	

(4) グリーン投資減税における所得税・法人税の優遇措置	
制度内容	プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車（トラック・バス）、電気自動車、急速充電設備、ハイブリッド建設機械（オフロード車）の取得に係る特別償却制度又は税額控除措置
制度内容	青色申告を行う個人事業者又は法人が、上記の対象設備を取得し（補助制度による取得を除く）、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合に、次のいずれか一方を選択できる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 普通償却に加えて、基準取得額の30%相当額を限度として償却できる特別償却 ・ 基準取得価格の7%相当額の税額控除（資本金1億円未満の法人等に限り。）

(5) 低公害車の燃料供給設備に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	燃料供給設備（天然ガス、水素）の設置に係る固定資産税の課税標準の特例措置
制度内容	・ 最初の3年間の課税標準を2/3 （天然ガステーション：2,000万円以上・水素ステーション：1億5,000万円以上）

(6) 排出ガス規制基準に適合した特定特殊自動車に係る固定資産税の特例措置	
制度内容	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（オフロード法）における2014年基準の基準適合表示の付された特定特殊自動車（オフロード車）のうち、新基準適用開始日（定格出力が130kW以上560kW未満のものは平成27年9月30日）前までに取得する際の固定資産税の課税標準の特例措置
制度内容	・ 最初の3年間の課税標準を1/2

●次世代自動車の導入に対する補助制度（平成 26 年度）

(1) (株) 日本政策金融公庫 中小企業事業による低利融資	
融 資 対 象	株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）第 2 条第 3 号に定める中小企業者であって、環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：4 億円を限度として特別利率② （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：4 億円を限度として特別利率① 4 億円超は基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担保を徴しない場合には、平成 27 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに限りに、0.4% を控除する（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。）。 <p>② 低公害車の取得：4 億円までは特別利率①又は②。4 億円超は基準利率。 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ ポスト新長期規制適合車の取得：4 億円までは特別利率②。4 億円超は基準利率。</p> <p>④ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：4 億円までは特別利率②、③又は基準利率。4 億円超は基準利率。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特別利率② ・軽油を燃料とするものであって 56kW 以上 130kW 未満の出力帯で 2011 年基準適合表示が付されたもの：特別利率② ・軽油を燃料とするものであって 19kW 以上 56kW 未満の出力帯で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの及び軽油を燃料とするもので、130kW 以上 560kW 未満の出力帯で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特別利率③ ・特定特殊自動車について、担保を徴しない場合には、平成 25 年 3 月 31 日までに貸付契約を行うものに限りに、0.4% を控除する（ただし、担保を徴する場合の利率を下限とする。）。 <p>※貸付限度額：7 億 2,000 万円（直接貸付）、1 億 2,000 万円（代理貸付）</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・相談センター 電話：0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

(2) (株) 日本政策金融公庫 国民生活事業による低利融資	
融 資 対 象	環境・エネルギー対策貸付制度要綱の規定に該当する者
内 容	<p>① 自動車 NOx・PM 法の排出基準適合車の買換え、取得、リース・レンタル、NOx・PM 低減装置の装着 （自動車 NOx・PM 法対策地域内）：特利 C （自動車 NOx・PM 法対策地域外）：特利 A 信用保証協会の保証が利用可能（別途、信用保証協会の審査あり）</p> <p>② 低公害車の取得：特利 B 天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車又はこれらの燃料供給設備（電気充電設備又は天然ガス充填設備に限る。）</p> <p>③ ポスト新長期規制適合車の取得：特利 B</p> <p>④ 第 3 次排出ガス対策型建設機械、低炭素型建設機械又は「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」における基準適合表示が付された特定特殊自動車の取得：特利 B、C 又は基準利率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 3 次排出ガス対策型建設機械又は低炭素型建設機械：特利 B ・軽油を燃料とするものであって 56kW 以上 130kW 未満の出力帯で 2011 年基準適合表示が付されたもの：特利 B ・軽油を燃料とするものであって 19kW 以上 56kW 未満の出力帯で 2011・2014 年基準適合表示が付されたもの及び軽油を燃料とするもので、130kW 以上 560kW 未満の出力帯で 2014 年基準適合表示が付されたもの：特利 C <p>※貸付限度額：7,200 万円</p>
問 合 せ 先	<ul style="list-style-type: none"> ・事業資金相談専用ダイヤル 電話：0 1 2 0 - 1 5 4 - 5 0 5 ・全国各支店一覧 http://www.jfc.go.jp/n/branch/index.html

次世代自動車導入のための支援（地方公共団体）

●補助制度

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象（車両・燃料供給施設等）	補助対象者	補助率・補助限度額等
北海道	札幌市	札幌市次世代自動車購入等補助制度	新品として年度内に購入されるもので、市内で使用される以下の設備 ①次世代自動車 ・事業者が自らの事業に4年間以上使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 ・市民が5年間以上使用する電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 ②燃料供給設備 ・一般利用可能なものとして事業者が設置し8年以上使用する、次世代自動車用の充電設備又は天然ガス充電設備	・市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ・市民 ・上記事業者または市民に次世代自動車をリースする自動車リース事業者 ※使用者は市税の滞納のない者に限る	①国等が公示する一般車種との差額の1/10 なお、平成11年度以前に初度登録車を年度内に抹消登録する場合は、補助額の1/2を追加 ②本体購入価格の1/3 ※①、②とも補助金上限額30万円
		札幌市アイドリングストップ装置等購入補助制度	使用の本拠位置が市内で、事業用に2年以上使用するアイドリングストップ装置、又は事業用に4年以上使用する機能内蔵自動車の購入	市内で1年以上同一事業を営む事業者（個人事業主を含む） ※使用者は市税の滞納のない者に限る	限度額1万円（平成11年度以前に初度登録を受けた自動車を年度内に抹消登録する場合は、限度額2万円）
青森県	七戸町	クリーンエネルギー促進事業費補助金	電気自動車・プラグインハイブリッド車 家庭用充電設備	七戸町民、町内事業者	①車両価格の10分の1、限度額103千円 ②設置費用の5分の4、限度額103千円
岩手県	葛巻町	エコ・エネ総合対策事業費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車の購入費用	町内に住所を有する個人または団体若しくは法人	車両本体価格の1/20以内（上限：5万円） ※千円未満の端数は切り捨て
	岩手町	電気自動車普及促進事業費補助金	電気自動車（ハイブリット車を除く）	町民または町内事業者	車両本体価格（税抜き）の5%、上限10万円 （町内共通商品券による交付）
	金ケ崎町	金ケ崎町ハイブリットカー購入補助金	町内で生産されたハイブリットカーで新規登録されたもの。ただし、リース契約によるものは除く。	個人及び事業者。 新規に対象自動車を購入し、新規登録の日から起算して1年以上前から引き続き町内に住所を有する者。対象自動車の使用の本拠の位置が町内であること。	1台につき5万円を交付。個人は1人あたり1台、事業者は1事業者あたり1台。
宮城県	仙台市	仙台市低床バス車両等導入事業補助金	①環境対応車（CNGバス、優良ハイブリッドバス）の導入	市内を運行するバス路線を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	次のいずれか少ない額で、かつ国庫補助額を限度とし、市長が定める額。 ・環境対応車導入経費の1/4 ・通常価格との差額の1/3
	大衡村	万葉クリーンエネルギーカー導入促進事業補助金	ハイブリッド車、プラグインハイブリッド車、電気自動車	新車登録時点において1年以上大衡村内に在住している個人。世帯員に村税等に滞納のない者。	普通車1台あたり5万円 軽自動車1台あたり2万円 ※1人1回限り
茨城県	つくば市	クリーンエネルギー自動車購入補助金	（共通） ①過去5年、つくば市から同様の補助金の交付を受けていないこと ②1台を限度とすること ③リースでないこと EV・PHV・ミニカー： ①（一社）次世代自動車振興センターが補助対象に認定している普通車、小型車、軽4輪車又は、原動機付自転車（4輪のミニカーに限る）であること。 ②初度登録（未登録）車両であること。 ③改造車でないこと ④購入者と車両所有者・使用者が同じであること（ローン購入は除く） ⑤自家用であること ⑥使用の本拠の位置が市内であること V2Hシステム： ①（一社）次世代自動車振興センターが補助対象に認定している充電器のうち、EV等が蓄電している電力を住宅用電源として利用するものであること。 ②未使用品（新品）であること。	つくば市民（個人）	EV：100,000円/台 PHV：50,000円/台 ミニカー：10,000円/台 V2H：100,000円/台
		神栖市	電気自動車普及促進事業補助金	電気自動車の購入・リース（3年以上） 電気自動車用急速充電設備の購入・リース（5年以上）	市内に使用の本拠を置く市民・事業者
栃木県		栃木県電気自動車等充電設備設置事業費補助金	普通充電設備（スタンド型のみ）の設置・リース	日光市、那須塩原市及び那須町等で宿泊施設、観光施設等を営む法人その他他事が適当と認める者	〔補助率〕 国庫補助金等を控除した額の1/3以内 〔上限額〕 20万円
栃木県	足利市	足利市電気自動車購入費補助金	四輪自家用電気自動車の購入（リースは対象外）	市民	5万円/台

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
栃木県	佐野市	佐野市電気自動車購入支援補助金	電気自動車のみ	市民	5万円/台
	日光市	日光市電気自動車等充電設備設置費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターの次世代自動車充電インフラ整備促進補助金の補助対象設備として指定された充電設備を新たに設置する場合 ①急速充電器の設置 ②普通充電器の設置 ※不特定多数の者の利用に供することができること	市内に事業所を有し、1年以上業務を継続している法人または個人(自動車製造又は販売業者並びに電気供給事業者を除く)	①本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/6 上限50万円 ②本体価格及び設置工事費の合計額(税抜)の1/4 上限10万円
		日光市住宅用電気自動車充電設備設置費補助金	電気自動車等に充電するための充電設備(充電コンセント等)で、入力電力が200Vの充電設備の新たな設置	市内に住所を有する個人・法人でEV・PHVを新たに取得又はリースし、自らの使用のために設置する者で、市税及び公共料金の滞納がない者	本体価格及び設置工事費の合計(税抜)から他の補助金等を控除した額の1/2 上限5万円
	小山市	小山市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・クリーンディーゼル自動車のいずれかで、市内の事業所から自家用を目的として購入した新車	市内で、市税を滞納していない者	電気自動車3万円、それ以外は2万円
	大田原市	大田原市クリーンエネルギー自動車購入費補助金	次の要件を全て満たす ①4輪以上のプラグインハイブリッド自動車(新車に限る。)であること ②エンジンで発電した電力を車両外部に供給できる機能を有すること ③使用の本拠の位置が市内であること	次の要件を全て満たす ①市内に住所を有する者 ②自家用自動車として使用する目的で、補助対象車両を新車で購入する者 ③市税等を滞納していない者(同一世帯の者を含む。)	1台当たり10万円
群馬県	明和町	明和町低公害車購入費補助金	電気自動車(PHV、PHEVを含む)、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車(平成26年度限り)	自ら使用するために購入する個人	一台につき、車両本体価格の2パーセントに相当する額 限度額5万円
埼玉県	さいたま市	さいたま市低公害車普及促進対策補助金	①天然ガス自動車の導入(含改造) ②優良ハイブリッドバス(定員11人以上)・トラック(車両総重量3.5t超)※緑ナンバーのみ	市内に使用の本拠を置く補助対象車両を導入する者	【補助対象経費】 補助対象車両の本体価格と通常車両本体価格との差額(CNGの改造にかかる必要経費) 【上限額】 ①補助対象経費の1/4(幼稚園バスは1/2)以内 ②バス：40万円 トラック：(最大積載量4t以上)：40万円 トラック：(最大積載量4t未満)：20万円
		さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金	①四輪車以上の電気自動車で、搭載している電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの ②四輪車以上のプラグインハイブリッド自動車で、搭載する電池がリチウムイオン電池であるもの	・市内に使用の本拠を置くこと ・市内に住所を有する個人、さいたま市内に事務所又は事業所を有する法人、もしくはこれらの個人又は法人へ補助対象車両のリースを行うリース事業者	①電気自動車：10万円 ②プラグインハイブリッド自動車：7万円
		さいたま市ハイパーエネルギーステーション整備事業費補助金	電気自動車用充電器、発電設備及び蓄電設備の設置	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる急速充電器又は普通充電器を設置し、災害時においても充電等が行える施設とする事業者	本体価格及び設備工事費の合計額(税抜)の1/3 上限 700万円
	さいたま市ハイパーエネルギーステーションS整備事業費補助金	水素供給設備の設置	市内の事務所又は事業所において、不特定多数の者が利用できる水素供給設備を設置する事業者又は個人	本体価格及び設備工事費の合計額(税抜)の1/4 上限 9000万円	
	熊谷市	熊谷市低公害・低燃費軽自動車導入奨励事業補助金	平成25年4月2日～平成26年4月1日に新車登録をし、平成26年度熊谷市軽自動車税の対象となる(1)～(4)いずれかの軽自動車 ※自動車販売業者等が有する販売用自動車は除く。 (1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド自動車 (4)低公害・低燃費車 「平成17年以降の排出ガス基準より75%以上軽減車(★★★★)」のうち次のいずれかに該当する軽自動車 ア.平成22年度燃費基準25%向上達成車以上 イ.平成27年度燃費基準達成車以上	対象軽自動車の平成26年度熊谷市軽自動車税を完納した納税義務者で、申請時点において継続して対象軽自動車を所有又は使用しており、熊谷市税等を完納している方	対象軽自動車1台につき、それにかかる平成26年度熊谷市軽自動車税納付済額。なお、対象者一人(一法人)につき10台分を限度。
行田市	行田市電気自動車等導入補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)の導入	市民、市内に本社、支社又は事業所を有する法人	【補助額】 一律10万円	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
埼玉県	所沢市	「実践!創エネ・省エネ」所沢市スマートエネルギー推進補助金(家庭用)	エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの 【補助対象事業に係る要件】 補助対象項目を2項目以上実施する事業で、かつ、補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円以上(税込)である事業	次の要件を全て満たすもの ①自らが居住する住宅に、補助対象事業を実施する者 ②補助金の請求時に、所沢市の住民基本台帳に記録している者 ③補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 ※平成26年度内に契約から納車までを完了する者が対象	補助対象経費の10分の1(上限額10万円) ※三世代が同居し、日常生活を営んでいる場合には、補助金額の20%を加算する。
		「実践!創エネ・省エネ」所沢市スマートエネルギー推進補助金(事業者用)	【補助対象事業に係る要件】 補助対象項目を2項目以上実施する事業で、かつ、補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円以上(税込)である事業 【低公害車に係る補助対象項目及び補助対象項目の対象要件】 ・エコカー(電気自動車・プラグインハイブリッド自動車)の購入・リース ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、4年以上の契約期間を設けているもの ・エコカー充電設備(急速充電器、普通充電器、充電コンセント)の設置 ※中古品又は自作品でないもの ※補助金の交付の申請をうけた日までに市内において1年以上継続して事業を営んでいる事業所において使用するもの ※リース契約の場合には、8年以上の契約期間を設けているもの	次の要件を全て満たすもの ①自らが事業を営み、又は活動する市内の事業所において補助対象事業を実施する個人又は法人、その他市長が認める団体 ②埼玉県地球温暖化対策推進条例第12条の適用を受けない者 ③補助金の申請時及び請求時に市税の滞納がない者 ④同一の事業について、市のその他の補助金の交付を受けていない者 ※平成26年度内に契約から納車又は工事完了までを完了する者が対象 ※補助対象項目を2項目以上実施する事業で、かつ、補助対象項目に係る補助対象経費の合計が100万円(税込)である事業	補助対象経費の5分の1(上限額200万円) ※「所沢市企業立地支援条例」に基づく認定を受けた事業の場合には、上限額を100万円加算する。
	本庄市	本庄市新エネルギー等設備導入事業補助金	電気自動車用急速充電器の設置(広く不特定多数の者が利用することができるよう設置することが条件)	市内に事業所を有し、又は有することが確実に認められる法人その他の団体及び事業を行う個人で、市税に滞納がないもの	設置費用から市以外の補助を差し引いた額の10/10(補助限度額300万円)
	東松山市	東松山市電気自動車等導入補助金	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入・リース	市民及び市内に本社または事業所がある法人。 上記の市民及び事業者に貸与する自動車リース事業者	1台につき15万円 特定の条件を満たす場合は30万円
	上尾市	上尾市省エネ対策推進奨励金	電気自動車または、電動バイクの購入(リース契約含む)	市内に住所を有しかつ居住する者	電気自動車購入費用の1/2か5万円のいずれか少ない額 電動バイク購入費用の1/2か1万円のいずれか少ない額
	戸田市	戸田市電気自動車等導入費補助	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び電気自動車用充電器(一般利用可能なものに限る)の導入・リース	市内事業者(※リース事業者は除く)及び市民	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車…1台15万円 電気自動車用充電器…補助率1/3(上限100万円)
	鶴ヶ島市	鶴ヶ島市電気自動車普及促進事業補助金	①電気自動車の導入(新車)に伴う当該電気自動車の充電設備の設置及び備品の購入 ②電気自動車の導入(新車)	市民及び市内事業者	①上限10万円 ②定額7万円
	杉戸町	次世代自動車普及促進対策補助金	EV自動車、プラグインハイブリッド自動車	町内に住所を有している方	1件50,000円
千葉県	千葉市	低公害ごみ収集車導入事業	・天然ガス自動車 ・ハイブリッド自動車	市から一般廃棄物の収集若しくはは運搬の委託を受けた者又は一般廃棄物の収集運搬業の許可を受けた者	①補助率 補助対象車両本体価格と通常車両本体価格との差額の1/3 ②補助限度額 30万円/台
		低公害車導入事業	・天然ガスバス ・ハイブリッドバス ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスに改造した車両 ・天然ガストラック ・ハイブリッドトラック ・使用過程にあるディーゼル車を天然ガストラックに改造した車両	国土交通省の「低公害車普及促進対策費補助金交付要綱」に定める補助対象事業者であり、かつこの補助金の交付を受ける者	①補助率 同上。なお、使用過程にあるディーゼル車の天然ガス自動車への改造については、当該改造に要する経費(ただし、当該改造に要する経費には、使用過程にあるディーゼル車の天然ガスバス又は天然ガストラックへの改造に付随して生ずる洗浄等の経費は含まないものとする。)の1/3 ②補助限度額 ・天然ガスバス(小型バスを除く): 200万円/台 ・天然ガス小型バス: 100万円/台 ・ハイブリッドバス: 100万円/台 ・天然ガストラック: 30万円/台 ・ハイブリッドトラック: 30万円/台

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
千葉県	松戸市	松戸市電気自動車導入補助金	車両に搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、自動車検査証における燃料の種類が「電気」と記載されているもの	電気自動車を新規に購入又はリースした個人及び事業者	電気自動車1台につき30,000円
	浦安市	電気自動車等普通充電設備設置費補助金	普通充電設備(電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の所有又はリースをしている者が対象、電気自動車等に専用の回路によって電気を供給するための定格出力10キロワット未満の設備、未使用品に限る)	新たに製造され、市販されている普通充電設備を購入し、市内の建築物に設置する市民又は法人	設置に要した経費(税抜)の2分の1の額。 (ただし、5万円を限度)
東京都		東京都民営バス事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドバスで、都内に使用の本拠地を置く車両	バス事業者	補助率：車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額：2,500千円
		東京都一般貨物自動車運送事業者等に係る低公害・低燃費車導入促進補助	都が定める優良ハイブリッドトラックで、都内に使用の本拠地を置く車両	<ul style="list-style-type: none"> 都内に事務所を有する中小企業、個人事業者で、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者 	補助率：車両本体価格と通常車両価格の差額から国の補助額を除いた額の1/2 補助限度額：最大積載量4t未満164千円、最大積載量4t以上571千円
		東京都民間事業者に係る低公害・低燃費車導入促進補助	圧縮天然ガス(CNG)自動車(車両総重量3.5t以下の車両を除く)	都内の中小企業	車両総重量8t超200千円 車両総重量3.5t超8t以下100千円
		分散型電源として活用可能な次世代自動車の普及促進事業	<p>【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 都が定める外部給電可能な電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車、都内を使用の本拠とすること</p> <p>【ピーグル・トゥ・ビルシステム】 都が定めるピーグル・トゥ・ビルシステムで、補助対象者が事業を営む都内の建物において設置し、補助対象自動車と当該建物との間で電力を相互に供給するものであること</p>	都内に事務所又は事業所を有する中小事業者、個人事業者 前者に車両の補助対象車両のリースを行うリース事業者	<p>【電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車】 補助率：一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/2 補助限度額：電気自動車 250千円、プラグインハイブリッド自動車 200千円</p> <p>【ピーグル・トゥ・ビルシステム】 1システムあたり100千円(助成対象自動車を2台以上購入し、助成対象自動車と同時申請の場合に限る) 参照URL： http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/energy/tochi_energy_suishin/promotion/electric.html</p>
東京都	千代田区	千代田区地球温暖化対策新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度	<p>「低公害車の導入・リース」 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 ※中小企業者が業務用車両を買い替えて、区内を使用の本拠地とする場合 ※リース事業者については、すでに区内の中小事業者において使用され、又はリースが行われている業務用ガソリン車に替えて、当該中小企業者を使用者として電気自動車等のリースを行う場合</p>	区内の中小企業者、リース業者	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》25万円
			<p>「低公害車の導入・リース」 充電設備(急速、普通) ※区内に対象機器を導入する事業 ※リース業者については法人又は個人の事業者及びマンション管理組合を使用者として電気自動車等用充電設備のリースを行う場合</p>	区内の中小企業者及びマンション管理組合、リース業者	<p>【急速】《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》37.5万円</p> <p>【普通】《補助率》機械費用の20% 《補助限度額》10万円</p>
	港区	港区新エネルギー・省エネルギー機器等設置費助成制度	<p>①一般社団法人次世代自動車振興センターが次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金の補助対象機種として指定し、公開している充電設備 ②未使用のもの</p>	「個人」、「管理組合等」、「中小企業者・個人事業者」 ※ただし、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金(第4の事業を除く)の申請を行っていないこと。	<p>①急速充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限500,000円)* ・上限基数1器</p> <p>②普通充電設備 ・機器本体価格の1/4(上限100,000円)* ・上限基数5器 ※上限金額は、1基あたりの助成上限額</p>
	品川区	低公害車買換え支援事業	低公害車を購入する経費の一部(利子補給金と信用保証料補助金)を助成する。	都融資あっせん制度を利用して車両を購入し、かつ、都の利子補給金等の交付決定を受けている区内中小企業者(個人事業者を含む)	利子補給金は、利子と都の利子補給金との差額とする。 信用保証料補助金は、信用保証料と都の信用保証料補助金との差額とする。
葛飾区	かつしかエコ助成金	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の導入	区民、区内中小企業者・社会福祉法人・学校法人等	《補助率》一般社団法人次世代自動車振興センターが交付額として算出する額の1/4 《補助限度額》25万円	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
東京都	三鷹市	三鷹市中小企業公害防止設備資金借入れに対する利子補給制度	•所有しているディーゼルトラック又はディーゼルバスの廃車に伴う同等程度の車両(低公害車又は九都県市指定低公害車で、車両総重量3.5トン以下のディーゼル自動車を除く。)への買換えで、市長が認定したもの。	市内の同一の場所で同一事業を引き続き1年以上行い、かつ市民税等を滞納していない中小企業者。	補助率 支払利子の2/3(借入金額の合計が2000万円以内、年利2パーセント以内)
	羽村市	創省エネルギー化助成制度	次世代自動車導入(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車)	市民及び市内事業者(小規模企業者)	補助限度額 【市内事業者で購入】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車:70,000円 燃料電池自動車:140,000円 【市外事業者で購入】 電気自動車、プラグインハイブリッド自動車:50,000円 燃料電池自動車:100,000円
		創省エネルギー化助成制度	次世代自動車エネルギー供給設備(電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車等の駆動に必要なエネルギーを供給する設備)	市民及び市内事業者(小規模企業者)	補助限度額 【市内事業者が施工】 200,000円 【市外事業者が施工】 140,000円
		環境配慮型トラック購入費助成	優良ハイブリッドトラック	個人、法人及び個人事業者	【助成額】 購入した環境配慮型トラックの車体本体価格と、これと同種の大気汚染防止法等による最新の排出ガス規制に適合するトラックの車両本体の価格との差額のうち、国及び東京都等の補助助成金額を除いた額の2分の1 【助成上限額】 100,000円
神奈川県	川崎市	電気自動車用充電器導入助成金	次世代自動車充電インフラ整備促進事業の中で対象としている倍速充電スタンド	公共の用に供する目的で、川崎市内に、倍速充電スタンドを導入する土地又は建物の所有権を有する者(土地又は建物の所有者の承認がある場合は、使用者でも可)	本体価格の1/2(最大20万円) ※各種補助金を活用して、本体価格を超えない範囲で補助
		低公害車導入助成金	1 天然ガス自動車 2 ハイブリッド自動車(車両総重量3.5トン超) 3 使用過程のディーゼル車を天然ガス自動車へ改造した自動車	•川崎市内に事業所を有する法人事業者 •上記がリースで使用する際のリース事業者	1、2 最大積載量4トン未満:20万円 1、2 最大積載量4トン以上:40万円 3 30万円
		低公害車代替導入助成金	九都県市指定低公害車かつ低排出ガス認定車 ただし、平成13年4月~平成17年8月までの車両を抹消して、上記の条件に合致する新車を代替導入すること。	•川崎市内に事業所を有する法人事業者 •上記がリースで使用する際のリース事業者	最大積載量4トン未満:15万円 最大積載量4トン以上:30万円
	相模原市	次世代クリーンエネルギー自動車購入奨励事業	次のすべてに該当するもの •4輪以上の電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む)で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能であること。 •新車であること。 •使用の本拠の位置が市内であること。	次のいずれかに該当する者 1. 市内に在住する個人であって市民税に未納がないこと 2. 市内に事務所がある法人であって市民税に未納がないこと 3. 上記1又は2の者に貸与するために対象自動車を購入するリース事業者で、市民税に未納がないこと。(ただし、月々の貸与料金に補助金相当額の減額が反映される場合に限る。)	50,000円(一律)
		低公害自動車市営駐車場料金割引事(H26.6.30で制度廃止)	電気自動車、ハイブリッド自動車及び天然ガス自動車	市内に在住、在勤又は市内で事業を営む者	市営有料駐車場の利用時に、駐車料金が150円の場合には150円、300円以上の場合には300円を割り引く
	横須賀市	電気自動車導入費補助金	市内で生産または出荷された電気自動車の導入・リース	市内に事業所を有する事業者	福祉仕様車両 30万円 その他の車両 20万円
		家庭用電気自動車購入費補助金	市内で生産・出荷された電気自動車の導入(リースは対象外)	市内に住所を有する個人	1台につき5万円
		電気自動車用充電器設置費補助金	電気自動車用充電器の設置	市内に充電器を設置する事業者等	本体価格+工事費から国庫補助等を差し引いた額の4/5 •急速 上限100万円 •普通、PCS、課金装置 上限50万円
		環境設備機器設置費補助金	市内で生産された電気自動車専用のPCSの設置	市内の住宅にPCSを設置する個人	1台につき5万円
	平塚市	平塚市電気自動車購入補助金	四輪以上で、搭載する電池がリチウムイオン電池であり、かつ、電気自動車用急速充電器の利用が可能なもの(新車に限る)	本市内に引き続き1年以上住所を有する個人または事業者。 本市内に保管場所を有する個人又は事業者が電気自動車のリースをする事業者。	電気自動車と同種・同格の一般のガソリン内燃機関自動車の本体価格(消費税及び地方消費税を除く)の差額の2分の1以内とし、1台につき5万円。
藤沢市	藤沢市電気自動車導入助成制度	搭載されたリチウムイオン電池によって駆動され、電動機を原動機とする検査済自動車で、自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているものであり、かつ、国から導入等補助金を受けられる車両	1 市税等に滞納がなく、市内に1年以上在住する市民、市内に事業所又は事務所を有する事業者 2 1の市民又は事業者がリースする事業者 ※新車購入の場合のみ	1台 100,000円	

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等	
神奈川県	小田原市	地球温暖化対策推進事業費補助金	低公害車(電気自動車・天然ガス自動車)の購入及び賃借	1年以上前から市内に住所を有する個人、又は1年以上前から市内に事業所を有し、当該事業所で事業を営んでいる事業者	【電気自動車】 購入の補助金額は、車両価格と国の定める基準額との差の1/3に補助率(個人15%、法人7.5%)を乗じて得た額。 賃借の補助金額は、5年以上の契約の場合は購入と同額とし、3年以上5年未満の契約の場合は、購入の補助金額に3/5を乗じて得た額(1万円未満切り捨て)。 上限額は、個人5万円、法人3万円。 【天然ガス自動車】 上限額、5万円。
	茅ヶ崎市	電気自動車購入費補助事業	①4輪以上の電気自動車(搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車)で自動車検査証に当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの ②新車であること。 ③使用の本拠の位置が茅ヶ崎市であること。	①市内に1年以上居住している個人 ②市内に1年以上事務所又は事業所を有している法人 ③自動車リース事業者(ただし①、②に掲げる者に電気自動車をリースすることとし、補助金相当額の値引きをされたリース料金とする契約によるものに限る)	1台につき¥75,000
	海老名市	海老名市環境保全対策支援事業補助金	電気自動車の導入・リース(申請は導入前)	(1)新規に電気自動車を購入・リースをする方 (2)市内の自宅または事業所に電気自動車を設置(保管)する方 (3)市税及び国民健康保険税(国民健康保険加入者のみ)の未納がない方	1台につき100,000円
	座間市	電気自動車購入助成事業	電気自動車の購入	市内に1年以上住所を有する個人 市内に1年以上事業所を有する法人または個人事業者	1台につき5万円 市内で生産されたリチウムイオン蓄電池を搭載する電気自動車は10万円加算
		電気自動車急速充電器設置助成事業	急速充電設備の設置	市内に1年以上事業所を有する法人又は個人事業者	補助対象経費から国、県等の補助額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額。上限25万円。
	綾瀬市	綾瀬市電気自動車購入補助金交付事業	電気自動車の新規購入	市民、法人市民税の申告をしている市内事業者 市税及び国民健康保険税に滞納がないこと	1台につき100,000円
	寒川町	寒川町電気自動車導入補助金	• 搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、自動車検査証に記載される燃料の種類が電気である自動車、自動車検査証に記載される本拠地が町内である • 国の補助制度の対象である自動車	町内に1年以上居住している個人又は、町内に事務所等を有する法人若しくは個人事業者	1台につき50,000円 補助予定件数: 2件
	大井町	大井町電気自動車等購入費補助金	電気自動車、電動バイク	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者)	電気自動車 5万円 電動バイク 1万円
		大井町電気自動車用急速充電設備設置費補助金	電気自動車用急速充電設備(定格出力10Kw以上)	個人、法人(いずれも1年以上町内に所在している者) 町税等に滞納がないこと	5万円
	箱根町	電気自動車等購入費等補助金	電気自動車: 搭載されたリチウムイオン電池によって駆動される電動機を原動機とする四輪車以上自動車(急速充電器利用可能なもの)の購入又はリース 電動バイク: 搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする原動機付自転車の購入	町内在住1年以上の個人又は、町内に事業所を有する事業者で、町税等に滞納がない者	平成28年度まで 電気自動車 5万円 電動バイク 2万円
		電気自動車用普通充電器設備設置費補助金	補助対象とする充電器設備は、電圧200V用コンセント付電気自動車普通充電スタンド(自立タイプ・壁掛けタイプ)とする。	町内において、1年以上引き続き観光客を対象として事業を行う事業者で、観光施設等を開設し、経営している法人であること、また、町税等に滞納がないこと及び補助の対象となった充電器設備を、使用開始の日から3年以上にわたって観光客が利用することを予定し、かつ、その設置に当たっては、観光客が利用しやすい場所に設置してあること。	平成28年度まで 補助金額は、充電器設備設置費用の2分の1以内の額とし、補助限度額を5万円とする。ただし、補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
	湯河原町	湯河原町電気自動車導入補助金	電気自動車の購入・リース	当該自動車を新規導入し3年以上利用する予定があり、町税等滞納がない、町内に1年以上在住の個人または事業者	1台につき5万円(年度内1世帯(事業者)1台まで)
	清川村	電気自動車等導入補助事業	電気自動車及びプラグインハイブリット車の導入・リース	村内に住所を有する個人及び村内に本店もしくは主たる事務所等を有する事業所	電気自動車等 1台につき、個人50,000円、法人30,000円を補助

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
新潟県		新潟県電気自動車関連産業育成事業補助金	県内に本社が所在する事業者が県内において行う、ガソリン自動車等から公道走行可能な電気自動車への改造に要する経費	個人または法人	1台あたり30万円
		新潟県電気自動車利用促進事業補助金	①電気自動車に充電するための急速充電器本体及び付属品購入費 ②①により購入した充電設備の設置に直接係る工事費	地方公共団体、法人格を有する民間団体または個人事業者	補助対象経費の1/2以内で、急速充電器1台あたり100万円が補助の上限。
		新潟県電気自動車等導入促進事業補助金	県内の販売店から新車として購入する電気自動車等の導入費用(使用の本拠地が県内であるもの)	個人、法人格を有する民間団体又は個人事業者	車種により定額
新潟県	長岡市	長岡市圧縮天然ガス自動車導入事業補助金	CNG車(バイフューエル車を含む)の新規の購入、リース ※CNG車の主な使用地域が長岡市内であること	<ul style="list-style-type: none"> CNG車を新規購入する市内事業者 市内事業者へ新規登録のCNG車をリースするリース事業者 	(営業車) CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額から他団体の補助金の額を控除した額の1/3以内 (自家用車) CNG車両の本体価格と通常車両価格との差額の1/2以内
	柏崎市	柏崎市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入、リース	柏崎市内の個人または事業者	車種、型式により定める1台当たり補助限度額 三菱アイミーブ 140~246千円 三菱ミニキャブミーブ 136~220千円 三菱ミニキャブミーブトラック 93~103千円 日産リーフ 132千円 日産e-NV200 212千円 ホンダフィットEV 283千円 トヨタプリウスPHV 20~25千円 三菱アウトランダーPHEV 29千円 ホンダアコードPHV 41千円
	佐渡市	クリーンエネルギー活用事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> 電気自動車 プラグインハイブリッド自動車 	新規登録日の1年以上前から市内に住所を有する個人または、市内の事業所で事業を営んでいる事業者。	センター事業の補助金額の30%以内 上限 電気自動車 25.5万円 プラグインハイブリッド自動車10万円
富山県		富山県低公害バス導入促進事業費補助金	環境保全の目的を達成するため知事が特に必要と認めた地域における路線に対し、低公害バスを購入する事業	路線バス事業者	【補助対象経費】 同種の一般のバスとの差額及び付属品に係る経費として知事が認めた額 【補助率】 1/6
		人にやさしいエコバス推進事業費補助金	主として富山空港を連絡する路線の運行の用に供する車両とし、次の要件を満たすもの (1)低公害バスであること (2)低床バスであること (3)新車であること (4)知事が別に指定する外装とすること (5)知事が別に指定するパンフレット及びチラシ等を車内に常置すること (6)その他知事が必要と認める要件	路線バス事業者	【補助対象経費】 当該車両の実購入費(車両本体及び運行に必要な附属品の価格の合計から消費税を除いた額)から備忘価格として1円を控除した額 【補助率】 1/4 【限度額】 1台あたり7百万円
		富山県立山環境配慮バス改造費補助制度	自動車NOx・PM法の基準に適合しないバスへの排出ガス低減装置の取付。	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【補助対象経費】 排出ガス低減装置の購入費及び取付費用(消費税及び地方消費税を除く。) 【補助率】 1/4 【限度額】 50万円
富山県	富山市	平成26年度富山市電気自動車用充電設備設置補助事業	(1)普通充電器又は急速充電器であって、漏電対策及び防水対策が講じられているもの。 (2)市内に設置される充電設備であること。 (3)未使用の充電設備(中古設備は不可)であること。 (4)既存の設備の更新ではない充電設備であること。 (5)充電設備の設置に関し、本市のほかの補助制度による補助金その他これに準ずるもので市長が指定するものの交付を受けていないものであること。 (6)「一般社団法人 次世代自動車振興センター」の次世代自動車充電インフラ整備促進事業において補助対象機器として認定されている機器及び工事費であること。	市内に充電設備を設置した事業者	【補助率】 次世代自動車振興センターの補助率等によって異なるため、HPを参照してください。 【限度額】 次世代自動車振興センターの定める事業や工事項目によって異なるため、HPを参照してください。 ※参照 URL http://www.city.toyama.toyama.jp/kankyobu/kankyoseisakuka/ondankataisakukikaku/dennkijidousyayjuudennsetubi_2_2_2.html

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
福井県	おおい町	おおい町電気自動車導入等促進事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 充電設備整備	・町内に住所を有する個人 ・町内に主たる事務所又は事業所を有する法人及び個人事業者	(電気自動車等購入) 国のクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金業務実施細則別表1補助金交付上限額の欄に規定する金額の1/4の額とし、20万円を限度とする。 (充電設備整備) 設置工事費の1/2の額とし、5万円を限度とする。
	高浜町	高浜町電気自動車購入補助金交付要綱	電気自動車の導入	町民、事業者	国の補助金業務実施細則別表第1の補助金交付上限額の4分の1以内(上限20万円)
	越前市	越前市電気自動車導入促進事業補助金	電気自動車の導入・リース ※急速充電設備が利用可能であること ※導入の場合、市内の販売店等で購入すること ※リースの場合、契約期間が4年間以上であること	市内に住所を有する個人又は市内に主たる営業所若しくは事務所を有する事業者	クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付上限額の1/8の額(上限12万円)
山梨県		環境にやさしいバス普及促進事業費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス	一般乗合旅客自動車運送事業者	国土省「低公害車普及促進対策費補助金」との協調補助による。 【補助率】 次の額の少ない率 ・車両購入価格の1/8 ・経年車の廃車を伴う新車導入では通常車両価格との差額の1/4、新車のみの導入では差額の1/6 【限度額250万円】
		山梨県水素ステーション設備設置事業費補助金	燃料電池自動車等へ水素ガスを供給する設備を整備する者	法人、個人事業者等	【補助率】1/4(設置費用から国庫補助を差し引いた額の1/2) 【限度額】9,500万円
長野県	軽井沢町	軽井沢町電気自動車等普及促進事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入又は賃貸借(リース)(長野ナンバーに限る。)	購入する電気自動車等の新規登録の日(賃貸借(リース)契約の場合は、契約書に記載された使用開始日)において、町内に継続して1年以上住所を有している個人の方及び町内に継続して1年以上家屋である別荘を所有している個人の方でいずれも既に納期限が到来した町税を滞納していない方	車両本体価格の10%以内(賃貸借(リース)の場合は、契約期間内における7%以内) 【上限30万円】
		軽井沢町電気自動車用急速充電器設置事業	一般電気工作物(電気事業法第38条第1項の規定に適合する充電設備)のうち、電気自動車に充電するための機器であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置と電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10キロワット以上のもので公衆の用に供するもの	公衆の用に供する電気自動車用急速充電器を町内に設置する個人又は法人で、申請日において、町内に継続して1年以上住所又は事務所若しくは事業所を有しており、既に納期限が到来した町税を滞納していない方	電気自動車用急速充電器本体価格の1/4以内 【上限75万円】
	御代田町	御代田町新エネルギー導入奨励金	クリーンエネルギー自動車(天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、水素自動車、電気自動車、メタノール自動車などの石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンカーやディーゼーカーよりも窒素化合物、二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車)	町内に住民登録し、町内に起居し、町内に駐車場を保有するか町内の駐車場を借用している者とする。また町税等の滞納がない者とする。	購入費(A)が20万円以上100万円未満の場合 補助額=0.05×A 購入費(A)が100万円以上200万円未満の場合 補助額=0.04×A+1万円 購入費(A)が200万円以上の場合 補助額=0.03×A+3万円
	原村	原村電気自動車等導入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車の新規導入	個人 ・新規に購入した者で自動車検査証の氏名又は名称欄に申請者が記載されている者 ・1年以上原村に在住している者 ・村税及び上下水道料金等、村への納付金に滞納がない者 ・村内に保管場所があること	電気自動車、プラグインハイブリッド車1台当たり5万円
	松本市	松本市電気自動車等普及促進補助金交付要綱	クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金(CEV補助金)の対象となる電気自動車	市民又は市内法人(税の滞納がないこと) ※暴力団員等を除く	CEV補助金の5%相当額以内
	長野市	長野市生活路線バス低公害車両購入費補助金	市内バス路線に用いる優良ハイブリッド・ノンステップバスの新車両購入費 ※1 窒素酸化物の排出量が10%以上低減、粒子状物質の排出量が50%以上低減された車両 ※2 台数用件 1事業者当たり単年度2台以上	一般乗合旅客自動車運送事業者	購入価格と通常車両価格との差額に1/4を乗じて得た額

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
静岡県		電気自動車充電インフラ整備事業	静岡県内の公共施設に設置する急速充電器	<ul style="list-style-type: none"> 県内市町(政令指定都市除) 非営利法人 第3セクター 	国補助対象経費から国補助額を引いた額の2分の1 上限額100万円
静岡県	浜松市	浜松市電動二輪車導入促進事業費補助金	電動バイク(国の「クリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金」の対象となり、「型式認定」を取得している二輪の第一種原動機付自転車)	市民、市内事業者	補助金額:1台当たり2万円 補助件数:30件
	富士市	市民温暖化対策事業費補助金	クリーンエネルギー自動車(次に掲げる自動車であって、経済産業大臣が定めるクリーンエネルギー自動車等導入対策費補助金要綱において、補助対象となるもので事業用の車両でないもの ア:電気自動車 イ:プラグインハイブリッド自動車	市内に居住し、対象となるクリーンエネルギー自動車を購入する方で市税を完納している方	一律3万円
	富士宮市	創エネ・蓄エネ機器等設置費補助金	自家用として購入された電気自動車又はプラグインハイブリッド車で、一般社団法人次世代自動車振興センターが補助対象設備として指定しているもの。ただし、新車の状態でピークル・トゥ・ホームシステムと接続して使用するために同時購入され、所有者が同一の名義であるものに限る。	市内の自ら居住する住宅又は居住する予定の住宅に機器を設置する人	ピークル・トゥ・ホームシステム 上限50,000円 ※クリーンエネルギー自動車を同時購入し接続して使用する場合は50,000円追加
	袋井市	新エネルギー機器導入促進奨励金	非営利目的で購入した、初度登録の ①クリーンエネルギー自動車(電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車) ②電動の原動機付自転車。	市内に住所を有し、市税を滞納していない者	車両購入に要した費用の2分の1以内 (上限①2万円、②5千円)
	裾野市	新エネルギー機器設置事業補助金	電気自動車等充電器(国補助対象機器のうち、住宅等向け電力供給機能を有するもの)	<ul style="list-style-type: none"> 個人 事業者 地区集会所等 	50,000円/台
	湖西市	湖西市新エネルギー及び省エネルギー危機導入支援補助金	電気自動車・PHV	過去1年以上前から継続して市内に在集している市民	車両本体価格の10%、上限10万円
	御前崎市	新エネルギー・省エネルギー機器導入促進補助金	初度登録のクリーンエネルギー自動車(EV車、PHV車、メタノール自動車、天然ガス自動車)で自家用のもの	市内に住所を有する方で、市税等滞納がない方	1台当たり4万円
愛知県	低公害車導入促進費補助金	CNGトラック・バスの新車の導入 優良ハイブリッドトラック・バスの新車の導入 電気自動車トラック、電気自動車乗用車(PHVを含む。)、燃料電池自動車の新車の導入	旅客・貨物運送事業者、中小企業等の事業者、自動車リース事業者	CNGトラック・バス、優良ハイブリッドトラック・バスは車両本体価格と通常車両価格との差額の1/3以内。(愛知県トラック協会から助成金の交付を受けている場合は差額の1/6以内。) 電気自動車トラック・乗用車、燃料電池自動車は車両本体価格と通常車両価格との差額の1/4以内。	
愛知県	名古屋市	最新規制適合自動車代替促進事業	①車両総重量3.5t超の平成16年規制以前のディーゼル貨物車からポスト新長期規制適合車(ガソリン車、LPG車については新長期規制適合車)への買い替え ②車齢8年超の送迎用自動車(軽自動車以外)からポスト新長期規制適合車(天然ガス車又はハイブリッド車)への買い替え	①中小企業者 ②学校教育法、児童福祉法、社会福祉法、医療法に該当する施設を持つ法人	補助率 ①②車両本体価格の3% (天然ガスを燃料とする自動車への改造は、車両本体価格と改造費の3%) 補助限度額 1者あたり4台(総額が100万円を超える場合は100万円)
	豊橋市	豊橋市電気自動車等購入補助金	電気自動車 プラグインハイブリッド自動車	1. 自ら使用する目的で購入し、初度登録する時点において、1年以上市内に在住する個人 2. 事業に使用する目的で購入し、初度登録する時点において、1年以上市内に本社等を有している中小事業等の事業者 3. 上記1、2に該当する者に貸与するリース事業者	車両本体価格の5% ※上限 EV 70,000円 PHV 40,000円
	豊橋市	豊橋市電気自動車等充電設備購入補助金	急速充電設備・普通充電設備	豊橋市内において、不特定多数の者が利用できる駐車スペースに充電設備を新たに設置する法人又は個人の事業者の方で、その設置場所を広く公表し、かつ、有料・無料を問わず不特定多数の者に利用させるもの	充電設備購入費の4分の1 急速充電設備上限500,000円 普通充電設備上限100,000円

都道府県・市区町村名	補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
刈谷市	低公害車購入費補助事業	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車 ※事業用のプラグインハイブリッド自動車及びハイブリッド自動車は、排気量1800cc以下に限る。	【個人用】 非営利目的で購入する個人で、市内に住所を有し、かつ、低公害車の自動車検査証に記載されている登録年月日前6月以上引き続き市内に住所を有しているもの(海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含む。) 【事業用】 市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者 ※個人用、事業用共に市税の滞納がないもの	【個人用】 •電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 車両本体価格(消費税及び地方消費税を除いた額)の10% ただし上限30万円 ※1,000円未満の端数金額は切り捨て 【事業用】 •電気自動車、プラグインハイブリッド自動車 一台につき15万円 【個人用、事業用】 •ハイブリッド自動車、天然ガス自動車 一台につき5万円 ただし、事業用は1事業者につき1年度1台まで。
	超小型電気自動車購入費補助事業	搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする、道路運送車両法施行規則(昭和26年運輸省令第74号)の規定による型式認定を取得した第一種原動機付自転車であり、かつ、道路交通法(昭和35年法律第105号)の規定による普通自動車に該当するもので、かつ、平成26年4月1日以降に標識交付されたもの。	【個人用】 非営利目的で購入する個人で、市内に住所を有し、かつ、低公害車の自動車検査証に記載されている登録年月日前6月以上引き続き市内に住所を有しているもの(海外からの転入者のうち、海外転出前に市内に住所を有していた者で、通算して6月以上市内に住所を有しているものを含む。) 【事業用】 市内に事務所又は事業所を有し、低公害車を市内の事務所又は事業所において自らの事業の用に供するため購入する事業者 ※個人用、事業用共に市税の滞納がないもの	【個人用、事業用】 車両本体価格(消費税及び地方消費税を除いた額)の10% ただし上限7万円 ※1,000円未満の端数金額は切り捨て ただし、事業用は1事業者につき1年度1台まで。
愛知県	豊田市エコファミリー支援補助金 次世代自動車購入に対する補助	①対象車種: PHV、EV、超小型EV ②平成26年4月1日以降に自ら使用する目的で新車登録されたもの	①新車登録日の1年以上前から申請の際まで、引き続き市内に在住している方 ②豊田市税を滞納していない方 ③エコファミリー宣言をした方 ④暴力団関係者でないこと	PHV・EVを購入した場合 •車両本体価格(税抜き)の5%(1,000円未満切り捨て)、上限15万円 •充電設備を設置した場合、上限5万円の上乗せ補助 超小型EVを購入した場合 •車両本体価格(税抜き)の5%(1,000円未満切り捨て)、上限3.5万円
	事業者向けPHV・EV普及促進事業補助金	①対象車種: PHV、EV ②平成26年4月1日以降に業務目的で新車登録されたもの	①市内に本社、支社、支所、支店等を置く法人 ②補助金の申請日以前から事業を始めている法人 ③豊田市税を滞納していない法人 ④暴力団関係者でないこと	•車両本体価格(税抜き)の5%(1,000円未満切り捨て)、上限15万円 •充電設備を設置した場合、上限5万円の上乗せ補助
安城市	安城市電気自動車等購入費補助金制度	EV・PHV	市民及び市内事業者(国、地方公共団体及び独立行政法人を除く)	車両本体価格が200万円以下の場合 一律10万円 車両本体価格が200万円を超える場合 一律15万円
西尾市	低公害車普及促進事業補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の購入	事業者、個人	1台あたり10万円。ただし、1世帯または1法人につき10台を限度とする。
新城市	新城市家庭用次世代自動車導入促進費補助金	初度登録される電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車	①初度登録のあった補助対象自動車を自ら使用する目的で購入する者であること。ただし、割賦販売法(昭和36年法律第159号)に基づく契約により補助対象自動車を購入し、販売者等が当該自動車の所有権を留保する場合は、当該自動車の使用者であること。 ②初度登録の時点において1年以上市内に在住し、市税を完納している者であること。 ③同一世帯で過去に同様の補助金を受けていないこと。	補助対象自動車一台につき、一律70,000円
田原市	田原市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	個人で新車登録時点で1年以上市内に居住している者	補助額: 車両本体価格×5% 補助限度額: 10万円
	田原市電気自動車等購入補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	事業用で新車登録時点で1年以上市内に本社等を有している者	補助額: 車両本体価格×5% 補助限度額: 10万円
	電気自動車等普通充電設備設置補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車の普通充電設備	市内の当社等に普通充電設備を設置しようとする者	補助対象経費の2分の1以内(上限15万円)
みよし市	みよし市低公害車普及促進事業補助金	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車	低公害車を自ら使用する目的で購入する個人	車両本体価格の5パーセント8万円を限度

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
三重県		天然ガス自動車普及促進事業	天然ガスバス、天然ガストラックの購入 使用過程ディーゼル自動車の天然ガス自動車への改造	一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者、中小企業者、その他これらに準ずるものとして知事が認定した者	【補助率】 (1)購入 (バス) 一般車との差額の1/6 (トラック) 一般車との差額の1/6 (2)改造 (バス、トラック) 一般車との差額の1/6 【限度額】 (1)購入 (バス) 166.6万円/台 (トラック) 車両総重量3.5t超 ・最大積載量4t以上 50.4万円/台 ・最大積載量4t未満 13.4万円/台 (2)改造 (バス) 166.6万円/台 (トラック) ・最大積載量4t以上 50.4万円/台 ・最大積載量4t未満 13.4万円/台
三重県	川越町	川越町低公害車購入費補助	低公害車(電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド)の導入	新車登録時点において2年以上川越町内に住所を有する個人、または2年以上同一事業を営む事業者。	車両本体価格に100分の5を乗じた額 千円未満切捨て、上限5万円
滋賀県	守山市	エコ事業所等普及促進補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金の補助対象に指定されている電気自動車(プラグインハイブリッド車を含む。)の導入(リース含む。)	市内に事業所を有する法人または個人の事業者または自治会	申請された台数総数に、電気自動車(軽自動車)に関しては1台当たり8万円、電気自動車(普通自動車等)に関しては1台当たり13万円、プラグインハイブリッド車に関しては1台当たり6万円をそれぞれ乗じて得た額。ただし、1申請につき2台を上限とする。
京都府		京都府電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車(EV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)	タクシー事業者、レンタカー事業者及び貨物運送事業者(リース導入も含む)	【補助率】 一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/2(ただし、自動車車検証の使用者の住所が京都市内の場合(以下「京都市内の場合」という。)は1/4) 【補助限度額】 EVの場合 420千円 (京都市内の場合 210千円) PHVの場合 210千円 (京都市内の場合 105千円)
京都府		電気自動車等導入促進対策補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド車	市内のタクシー・レンタカー・貨物運送事業者(リース導入も含む)	一般社団法人次世代自動車振興センター補助金の1/4程度 (上限 EV21万円/台 PHV10.5万円/台)
			電気自動車等用充電設備設置補助金	電気自動車等用充電設備	①広く市民が利用できる場所に充電設備を設置する事業者、個人 ②電気自動車等を用いたカーシェアリングに利用するために共同住宅等に充電設備を設置する事業者、個人
		低公害車普及促進事業補助金	天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	市内の中小貨物運送事業者(リース導入も含む)	基準車両との差額の1/4 または基準改造費の1/4 上限:25万円
京都府		中小企業環境対策設備導入促進補助金(略称:舞グリーン・プラス)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)を利用して設備を導入した市内の中小企業	対象設備の導入費用に5%を乗じて得た額(千円未満切捨) 補助限度額:100万円
		舞鶴市電気自動車・電力供給設備導入支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・(電気自動車)一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策補助金(電気自動車等導入費補助事業)業務実施細則別表1に掲げる電気自動車(EV・PHV)のうち、普通自動車、小型自動車又は軽自動車の購入・リース ・(電力供給設備)電気自動車に搭載された駆動用の蓄電池に蓄えられた電気を、住宅の分電盤や家電製品等へ供給する設備で、最大出力が1500W以上のものの導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・主に舞鶴市内で使用すること ・市税の滞納のない者 ・家庭で使用すること(事業用は対象外) ・自動車車検証に所有者または使用者として記載されている者 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 限度額15万円 ・電力供給設備 補助率1/3 限度額10万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
大阪府	堺市	堺市電気自動車等充電設備設置費補助事業	電気自動車等専用充電設備(200V充電設備)設置費	土地又は建物を保有する法人・事業者等 ※設置した充電設備を広く一般に供すること。	専用充電設備本体(新設に限る)費用と本体の設置に伴う工事費および電源工事費(充電設備の設置に必要な部分に限る)の合計額の1/2(上限15万円)
	泉大津市	EV用充電スタンド設置費補助金	電気自動車用充電スタンド設置	事業者及び個人	上限2万円
	豊中市	豊中市中小企業公害融資利子補給制度要綱	<ul style="list-style-type: none"> 環境・エネルギー等への設備投資等 ハイブリッド自動車、電気自動車、天然ガス自動車、電気充電設備またはポスト新長期規制適合車(ディーゼル車に限る)などを取得するために必要な設備資金 	市内の中小企業者で、「大阪府中小企業低公害車等購入資金特別融資」または「日本政策金融公庫環境・エネルギー対策資金」の利用者	(1)約定期間内に支払う利息の額に25%を乗じた額 (2)要綱施行以前に融資を受けたものについては、施行の日から換算した利息の額(ただし、利息補給のある分については、当該額を差し引く)に50%を乗じた額。 ただし、一事業所当たり年間40万円を限度とする。
	八尾市	八尾市低公害車普及促進対策費補助金交付要綱	CNGバス及びCNGトラックの新車の導入に係る車体本体価格又は使用過程にあるディーゼル車のCNGバス及びCNGトラックへの改造に要する経費	一般乗合旅客自動車運送業者、一般貨物自動車運送業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者その他これらに準ずるものとして市長が認定した者	10,000円
兵庫県		低公害車導入補助事業	低公害車(天然ガス、ハイブリッド、メタノール、電気)の購入又はリース	民間事業者へ補助する市町	市町補助額の1/2(限度額100万円)
		ディーゼル車への排出ガス低減装置装着助成事業	大型バス又は車両総重量8トン以上のトラックの排出ガス低減装置の導入	民間事業者	補助率1/4(限度額35万円)
		運送事業者への低公害車普及促進補助事業	CNGバス、総重量2.5トン超のCNGトラック、ハイブリッドバス及び総重量3.5トン超のハイブリッドトラックの購入又はリース	民間運送事業者及びリース事業者、市町	<ul style="list-style-type: none"> 一般車との差額の1/3(廃車なし) 一般車との差額の1/2(廃車あり) 神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市については協調(市の補助額の1/2) ※国土交通省の補助を受けることが要件
兵庫県	神戸市	神戸市次世代自動車普及促進補助制度	神戸市内に使用の本拠を置く、次世代自動車(ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車及びCNG自動車)の購入。ただし、ハイブリッド自動車及びCNG自動車にあっては、乗用車を除く。国土交通省又は経済産業省との協調補助による。	神戸市内に事務所若しくは事業所を有する法人又は個人事業者、あるいは左記事業者に補助対象車両をリース契約により貸出するリース事業者(ただし、公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人等を含まない)。	兵庫県農政環境部補助金交付要綱の補助対象車両に該当する場合は、本体価格と通常車両の本体価格との差額の6分の1相当額、それ以外の車両については差額の12分の1相当額。(上限100万円)
	姫路市	姫路市電気自動車等導入助成事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の導入	姫路市内に事務所又は事業所を置き、事業を営む個人又は法人	1台につき10万円、1事業者につき3台まで(上限30万円)
		姫路市低公害車普及促進対策助成事業	バス：定員11人以上のCNGバス及び優良ハイブリッドバス トラック：CNGトラック及び優良ハイブリッドトラック 上記の低公害車の購入・リース又は使用過程車のCNG自動車への改造	姫路市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者に低公害車をリースする自動車リース事業者	低公害車の車両本体価格の1/4又は低公害車と通常車両価格との差額の1/3のいずれか少ない額(ただし、経年車の廃車を伴う導入については、通常車両本体価格との差額の1/2)又は使用過程車のCNG自動車への改造に係る経費の1/3)
	尼崎市	運送事業者への低公害車導入補助事業	事業用のCNG・ハイブリッドのトラック・バスの購入・リース	市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者に低公害車をリースする自動車リース事業者	(1)トラック：車両本体価格の1/12又は低公害車と通常車両価格との差額の1/6のいずれかの少ない額 (注)使用過程車をCNG車に改造した場合は、改造費の1/3 (2)バス：車両本体価格の1/4又は低公害車と通常車両価格との差額の1/3のいずれかの少ない額 (注)使用過程車をCNG車に改造した場合は、改造費の1/3 (注)経年車の廃車を伴う場合は、通常車両価格との差額の1/2
		低公害車導入補助事業	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入・リース	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人、又それらを対象に補助対象車両をリース契約により貸出する自動車リース事業者(注)公法人、電気事業者(電気自動車導入の場合)、自動車卸売業者、自動車製造業者及び自動車小売業者等は除く。	電気自動車(自動車検査証の用途が乗用及び貨物に限る。)：25万円 プラグインハイブリッド自動車(自動車検査証の用途が乗用に限る。)：15万円 (注)自家用(白ナンバー及び黄色ナンバー)のみを対象。
		尼崎市電気自動車等用充電設備設置補助制度	急速充電設備	市内に急速充電設備を設置するための土地又は建物を所有する市内事業者又はそれらを対象としたリース事業者(土地又は建物の所有者の承認を受けて、急速充電設備を当該土地又は建物に設置することのできる権原を有するものを含む。)	「次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金(第1の事業)」の補助額の2分の1(上限額：100万円)

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
兵庫県	西宮市	西宮市低公害車普及促進対策費補助金	事業用のCNG・ハイブリッドのトラック・バスの導入・リース	市内に使用の本拠を置く運送事業者又はその事業者が低公害車をリースするリース事業者	低公害車の車両本体価格1/4又は低公害車と通常車両価格との差額の1/3(ただし、経年車の廃車を伴う導入については通常車両価格との差額の1/2)のいずれか少ない額。又は使用過程車のCNG自動車への改造に係る経費の1/3(ただし、国交省との協調補助)
	芦屋市	芦屋市低公害車普及促進助成制度	電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車	市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人	車体本体等の価格に100分の5を乗じて得た額(上限額10万円)
	川西市	川西市低燃費軽四輪自動車購入費補助金	電気軽四輪自動車・天然ガス軽四輪自動車 JC08モード燃費値28km/ℓ以上の軽四輪自動車	①市内に住所を有する個人・法人であること ②平成23年4月1日以降に新規検査(新車登録)を行い、対象車を購入しているもの ③市税に滞納がないこと	1台あたり7,200円
奈良県	奈良市	奈良市低公害車タクシー導入促進補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドタクシー ・プラグインハイブリッドタクシー ・電気自動車タクシー 	平成26年4月1日以後に低公害車タクシーを導入した奈良市を営業区域とするタクシー事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ハイブリッドタクシー 1台につき10万円 ・プラグインハイブリッドタクシー 1台につき25万円 ・電気自動車タクシー 1台につき50万円
		奈良市優良ハイブリッドバス普及促進事業費補助制度	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良市内の世界遺産周辺を主な走行エリアとする優良ハイブリッドバスのうち、車両の長さが9m以上の車両 	奈良市内に事務所または事業所を有する一般乗合旅客自動車運送事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・優良ハイブリッドバス 1台につき500万円
鳥取県		鳥取県電気自動車等導入推進補助金	急速又は普通充電設備の整備に要する経費のうち、機器費、工事費、電気基本料金の合計額から国の補助金その他の収入の額を控除した額	市町村、法人格を有する民間団体又は事業者	急速充電器：補助率2分の1 補助限度額1,500千円/箇所 普通充電器：補助率3分の2 補助限度額200千円/箇所
島根県	大田市	大田市電気自動車等導入費補助金	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車の導入 ※対象車両：道路運送車両法の規定により初めて新規登録を受ける小型自動車若しくは普通自動車又は初めて新規検査を受ける軽自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に1年以上在住する個人 ・市内に事務所や事業所がある法人又は個人事業者 ・市内の個人や法人等に対し、電気自動車等を貸与するリース事業者 	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 10万円 ・プラグインハイブリッド自動車 5万円 ・クリーンディーゼル自動車 3万円
		電気自動車用充電設備の設置 ※市内業者との請負契約により新たに設置するものに限る	<ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用できる駐車場等に、電気自動車用の充電設備を、新たに設置する事業者及び個人 	<ul style="list-style-type: none"> ・充電設備本体価格及び設置に係る工事費(消費税及び地方消費税を除く)に1/3を乗じて得た額(千円未満切捨) ※上限額：急速充電設備50万円、普通充電設備10万円 	
岡山県	岡山市	岡山市電気自動車普及促進事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 ・電気自動車等用充電設備の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・岡山市内に居住し、住所を有する個人(リースにより導入・設置した場合を含む) ・岡山市内に事務所または事業所を有する法人等(リースにより導入・設置した場合を含む) ・上記の個人若しくは法人等に対し、補助対象車両又は設備を貸与するリース事業者 <p>*V2Hにあっては個人に限る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車・プラグインハイブリッドの導入 10万円/台 ※ただし、車両本体価格から国等の補助金を控除して得た額が10万円未満の場合は、その額 ・電気自動車等用充電設備の設置 機器費及び設置工事費から国等の補助金を控除した額の1/3 上限額：急速充電設備50万円、V2Hシステム10万円
		倉敷市電気自動車等導入促進補助金	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気自動車の購入・リース 2 電気自動車用充電設備設置購入・リース 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気自動車の購入 ア 申請時点で1年以上継続して市内在住の市民 イ 市内に事務所または事業所を有する法人もしくは個人事業者 ウ アまたはイの者を対象に電気自動車のリースを行う事業者 2 電気自動車用充電設備の設置 市内の不特定多数の者が利用できる駐車場等に電気自動車の充電設備を新たに設置する法人・個人事業者。または、これらの方を対象に充電設備のリースを行う事業者 	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気自動車の購入 ・本体購入費 ・電気自動車 1台あたり20万円(購入額が20万円未満の場合は当該購入額) 2 電気自動車用充電設備の設置 ・購入費及び設置工事費の合計額から国の補助金の額を控除して得た額 ・補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨て)。急速充電設備は上限50万円、その他は上限10万円。
	総社市	総社市電気自動車導入助成金	電気自動車	登録日から起算して1年以上前から引き続き総社市に住所を有する個人または企業	新車 1台につき10万円
	美咲町	美咲町クリーンエネルギー自動車導入促進補助事業	低公害車の導入	個人(登録年月日を基準日とし、1年以上引き続き町に住所を有する者)	振興センターからの補助金の1/2、上限10万円

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
広島県	広島市	広島市低公害バス普及促進対策費補助金	CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	一般乗合旅客自動車運送事業者	車両本体価格の8分の1又は通常車両価格との差額の4分の1
	庄原市	庄原市バス運行対策補助金(低公害車普及促進対策)	優良ハイブリッドバス	交通事業者	国庫補助金額と同額を限度
山口県	防府市	防府市地球温暖化対策施設等整備資金利子補給金	山口県地球温暖化対策施設等整備資金の融資を受けて地球温暖化対策施設(省エネ改修、燃料設備の転換、低公害車の導入等)の整備等を行う中小企業者等に対し、毎年度、予算の範囲内で利子補給金を交付する。 ※低公害車(電気自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車)	中小事業者	取扱金融機関に対して支払った利子(遅延利子を除く。)のうち年利1.9パーセント又は約定利子の年利率のいずれか低い方の割合で計算した額。
香川県	高松市	太陽光発電システム等設置費補助制度	電気自動車またはプラグインハイブリッド自動車の充電および当該電気自動車等から住宅への電力の供給を行うシステム。	次の条件を全て満たし、太陽光発電システムと併設する者。 ①本市の区域内に住所を有すること ②自らの住居等の用に供する建築物(一部を事務所、事業所、店舗その他これらに類する用途に供するものを含む)を本市の区域内に有すること ③市税を滞納していないこと	【補助額】一律5万円
福岡県	福岡市	福岡市次世代自動車普及促進事業補助金	1) 電気自動車の購入 2) 急速充電設備の設置	1) 個人、法人(リース含む)他 2) 駐車場の管理又は保有者	1) 1台あたり車両本体価格の5%以内、上限10万円 2) 1基あたり本体及び工事費の1/3または1/2以内、上限50万円
		福岡市低公害車普及促進事業費補助制度	低公害車(バス) ※CNGバス、優良ハイブリッドバス、電気自動車バス	バス事業者	通常車両本体価格との差額の1/4
	北九州市	北九州市電気自動車等導入助成	電気自動車、プラグインハイブリッド自動車	(1)市民、市内事業者 (2)上記に貸与するリース事業者	○車両導入補助 ・補助額 車両導入に有する経費の一部 1台あたり車両本体価格の3%(上限10万円) ・申請期間 H26.4.11~H27.1.30
	久留米市	事業所グリーン・エコ推進事業費補助金	電気自動車、ハイブリッドカー、アルコール燃料車、天然ガス車、LPガス車、及び内燃機関を有する四輪自動車のうち、2005年(平成17年)排ガス基準の75%以上低減し、かつ2015年度(平成27年度)燃費基準のプラス25%以上を達成している車	・事業所グリーン・エコ推進事業に登録し、ポイントを貯めている事業所 ・市内に事務所または事業所を有する、市税を滞納していない方 上記の両方を満たす事業所	補助対象経費の5分の4で、20万円を限度。 (ただし、1ポイント1円換算とします。)
鹿児島県	鹿児島県屋久島電気自動車普及促進支援事業補助金	電気自動車の導入・リース (1)電池によって駆動される電動機を原動機とすること。 (2)初度登録前のものであること。 (3)自動車検査証に記載される所有者又は使用者の氏名若しくは名称が補助事業者であること。 (4)屋久島内に使用の本拠を設定し、屋久島でのみ使用するものであること。 (5)リース事業者にあつては、県からの補助金相当額分を反映した貸与料金の設定がなされていること。	(1)屋久島に居住している個人 (2)屋久島に事業所を有している法人及び個人事業者 (3)(1)、(2)に該当する者に電気自動車を貸与するリース事業者	(1)電気自動車 電気自動車車両価格-ガソリン自動車車両価格-調整額30万円-クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金(上限額100万円/台) (2)超小型電気自動車 クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金と同額	

都道府県・市区町村名		補助制度の名称	補助対象(車両・燃料供給施設等)	補助対象者	補助率・補助限度額等
鹿児島県	鹿児島市	電気自動車普及促進事業補助金	乗車定員4人以上の電気自動車(新車に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請日及び交付日に鹿児島市内に住所を有し居住している個人か事業所を有する法人 市税の滞納がない個人か法人 自ら使用する目的で購入し、使用の本拠を市内に置く個人か法人 	電気自動車1台につき15万円 ※一人または法人につき、一年度に1台の補助
		環境対応車普及促進対策補助金	天然ガストラック、ハイブリッドトラック(新車に限る)	<ul style="list-style-type: none"> 申請日、車両登録日、補助金交付日に鹿児島市内に事業所を有する法人又は個人事業主 市税の滞納がない法人又は個人事業主 自ら使用する目的で購入し、使用の本拠を市内に置く法人又は個人事業主 	環境対応車1台につき10万円 ※一事業者につき、一年度に5台を限度
	薩摩川内市	地球にやさしい環境整備事業補助金	<ul style="list-style-type: none"> ●クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金に応募し、採択事業者から補助金の交付確定通知書を受領したもので、超小型モビリティ、乗車定員4人以上である初年度登録した電気自動車およびプラグインハイブリッド自動車 	薩摩川内市に住所を有する方	<ul style="list-style-type: none"> ●プラグインハイブリッド自動車又は電気自動車 国の補助額の1/3の額(1,000円未満切捨て)で、上限額30万円 ●超小型モビリティ 国補助金の額と同額
			<ul style="list-style-type: none"> ●電気自動車等充電設備であって、次世代自動車充電インフラ整備促進事業費補助金の補助事業者が実施する補助事業の対象となっているもの 	薩摩川内市に事務所を有する法人又は個人事業者	国の補助額の1/3の額(1,000円未満切捨て)で、急速充電器は50万円、普通充電器は15万円を限度
	霧島市	霧島市低公害車導入費補助金	一般社団法人次世代自動車振興センターのクリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金交付規程により補助を受けて購入した電気自動車・プラグインハイブリッド自動車で、使用の本拠の位置が当市内にあること。	本市に住所を有する個人、法人等で本市に住所を有する者(住所を有することになった日から1年以上住民であること)	採択事業者が実施する低公害車導入費補助金の額が10万円以上100万円未満のときは10万円とし、100万円を超えるときはその額の10分の1に相当する額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。ただし、限度額を40万円とする)。

●融資制度

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
北海道	中小企業総合振興資金 (事業活性化資金 事業 革新貸付)	環境への負荷を低減させる施設等 (低公害車、低公害車用燃料供給 施設等)を導入するための事業資 金	道内の中小企業者等	融資限度額 1億円 融資利率 ・固定金利 3年以内 年1.4% 5年以内 年1.6% 7年以内 年1.8% 10年以内 年2.0% ・変動金利 1.4%(※) (※融資期間3年超の場合に限る) 融資期間 10年以内 (うち据置1年以内) 資金使途 事業資金
北海道	苫小牧市	中小企業環境保全施設資 金	低公害車(電気自動車、ハイブ リッド車、天然ガス車、LPガス 車等)の導入経費及びその燃料供 給施設設置経費	市内中小企業者 ○設備資金・移転資金 1件3,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内) ○低公害車導入資金 1企業2,000万円以内 融資利率 年1.1% 融資期間 10年以内 (据置1年以内)
	旭川市	旭川市中小企業振興資金 「経営革新・販路拡大等 支援融資」	省エネルギーに資する施設や新エ ネルギー等を使用する施設又は環 境への負荷を軽減させる施設等を 導入するための事業資金 (例:低公害車の導入、燃料供給 施設の設置)	市内の中小企業者等 融資限度額 2,000万円 融資利率 5年以内 年1.9%、 7年以内 年2.2% 融資期間 7年以内 (据置1年以内) 信用保証料補助 50% 利子補給 年1.0%相当額
宮城県	環境安全管理対策資金	宮城県内に事業所を有する中小企 業者等	自動車の排出ガスによる大気汚染 の改善を図るため事業用の低公害 車を購入又はディーゼル微粒子除 去装置等を導入する者	融資利率 年2.00% 融資限度額 5,000万円 融資期間 設備 7年以内 (うち据置1年以内) 土地等 10年以内 (うち据置1年以内)
宮城県	仙台市	地域産業活性化融資 (環境保全促進資金)	①事業用の電気自動車等の低公害 車の導入 ②ディーゼル車の排出ガスによる 大気汚染の防止を図るための装置 の装着	中小企業者及び事業協働組合 融資限度額 1億円 利率 1.0% 返済期間 12年以内
福島県	福島県環境創造資金融資 制度	①低公害車(電気自動車、天然ガ ス自動車、メタノール自動車、ハ イブリッド自動車)(新車購入に 限る。) ②電気自動車用充電設備、天然ガ ス自動車用燃料供給設備、メタ ノール自動車用燃料供給設備 ③ディーゼル車に対するディー ゼル微粒子除去装置の装着 ④その他知事が特に必要と認める 施設	①県内に工場又は事業場を有し、 引き続き同一の事業を1年以上営 んでいる ②中小企業者、組合又は農業を営 む方であって ③自己資金のみでは、環境保全施 設等の整備などの環境保全対策を 行うことが困難であると認められ る方	融資額 3,000万円以内 利率 年1.3% 融資期間 7年以内 (融資を受けてから1年間の据 置期間を含む。) 返済方法 元金均等の年賦又は月 賦返済
茨城県	環境保全施設資金融資制 度	低公害車の導入	中小企業者 (県内で同一事業を1年以上営ん でいる者)	融資限度額 2,500万円 融資利率 年2.3~2.5% (*信用保証付き:年1.8~2.0%) 利子補給 無し 融資期間 7年以内
栃木県	環境保全資金	①指定低公害車の購入(電気自動 車、天然ガス自動車、メタノール 自動車、ハイブリッド自動車、プ ラグインハイブリッド自動車等) ②上記低公害車用燃料供給施設 の設置	中小企業者	①融資利率…年利1.6% ②融資限度額…1億円 ③融資期間… 融資額 1,000万円以上:10年以内 (うち元金の据置期間は2 年以内) 融資額 1,000万円未満:7年以内 (うち元金の据置期間は1 年以内)
栃木県	宇都宮市	環境保全対策資金	低公害車の導入など	市長の事業認定を受けた中小企業 者及び中小企業団体 ①融資利率 …年利1.5% ②融資限度額…1企業・1団体 設備資金 2,000万円 運転資金 1,000万円 ③融資期間…設備資金 10年以内 運転資金 7年以内
群馬県	群馬県環境生活保全創造 資金 (低公害車導入整備資金)	電気自動車、ハイブリッド自動 車、プラグインハイブリッド自動 車、クリーンディーゼル自動車、 天然ガス自動車等の低公害車、又 は低公害車用燃料供給設備	中小企業者(個人・会社) 中小企業団体	利率 保証なし年1.9%以内 保証付き責任共有制度対象外年 1.5%以内 責任共有制度対象年1.6%以内 融資限度額:1億円 融資期間:10年以内 (据置期間1年以内)

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
群馬県	高崎市	中小企業環境改善資金融資	事業用低公害車（天然ガス車、電気自動車、ハイブリッド車など） 購入資金（中古車両を除く。）	中小企業者（個人・会社） 中小企業団体（法人格のある方）	融資限度額 ・設備資金1億円 ・運転資金2,000万円 融資利率 ・年1.3%（保証協会付は年0.9%） 融資期間 ・設備資金10年以内（据置期間2年以上） ・運転資金8年以内（据置期間2年以上）
埼玉県		埼玉県環境みらい資金融資	①電気自動車用充電設備の設置 ②天然ガス自動車用充てん設備の設置	以下の要件を全て満たす中小企業の方、個人事業主の方、中小企業組合の方、大企業の方 ・県内に事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること （県外から全部移転した場合は県外実績を含みます） ・信用保証対象業種を営んでいること ・税金を滞納していないこと ・事業に必要な許認可、登録等を受けていること	【融資限度額】 1億5,000万円 （10万円以上・10万円未満切り捨て） 【融資利率】 年0.50%（0.20%）以内・固定金利 *（ ）内は信用保証を付した場合 【返済期間】 融資額が3,000万円超の場合： 10年以内 （大企業の方は7年以内） 融資額が3,000万円以内の場合： 7年以内
千葉県		環境保全資金 (中小企業振興資金)	①低公害車の購入 i 排出ガス規制及び燃費基準において一定の要件を満たすバス、トラック ii 排出ガス規制及び燃費基準において一定の要件を満たす乗用車 iii 電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車 ②低公害車用燃料等供給施設の設置 ③粒子状物質減少装置の装着 ④エコドライブ管理装置の導入	中小企業者等の方であって、環境保全に資するものとして県が認定した事業に要する資金を必要とする方。	【融資利率】 年1.7%～年2.3% 【融資限度額】 所要資金の90%以内で5千万円以内 【融資期間】 10年以内割賦償還 （据置期間1年以内） 【利息補給】 借入後5年間、融資利率の1/2以内
千葉県	千葉市	環境経営応援資金	1 低公害車の購入 2 低公害車用燃料等供給施設の設置	中小企業者で下記条件のいずれかを満たす者 (1)「千葉市地球環境保全協定」又は「環境の保全に関する協定」を締結し、所定の計画書を提出している者 (2)ISO14000、エコアクション21、エコステージ、KES、グリーン経営認証のいずれかの認証を取得している者 (3)市が環境改善に資すると認める設備を導入するための資金を必要とする者	【融資利率】 1年以内 年1.6%以内 3年以内 年1.8%以内 5年以内 年2.0%以内 7年以内 年2.3%以内 10年以内 年2.5%以内 15年以内 年2.7%以内 【融資限度額】 2億円 【融資期間】 設備 15年以内（据置1年以内） 【利息補給率】 年1.1%
東京都		東京都環境保全資金融資 あっせん	指定低公害・低燃費車への買換え	都内に事務所を有する中小企業、個人事業者	・融資利率：受付時の長期プライムレート以内 ・融資限度額：1億円/1企業 ・融資期間：7年以内 ・補助率 利息補助：1/2 信用保証料補助：2/3
東京都	千代田区	地球温暖化・環境対策特別資金	ハイブリッド車・電気自動車等の購入に要する費用	区内に本店登記（法人）または主たる事業所（個人）があり、区内で引き続き1年以上事業を営んでいる中小企業者	融資限度額 1,000万円 名目利率 2.2% 利息補給率 1.8% （代表者が区民） 0.7%（一般） 自己負担率 0.4% （代表者が区民） 1.5%（一般） 融資期間 7年以内 信用保証料 代表者が区民のみ全額補助
	中央区	中央区商工業融資 設備資金（公害）	低公害車の導入・アスベスト除去等公害防止にかかる設備資金	中央区内の同一場所で同一事業を営んでいる中小企業者・法人の場合は中央区に登記のある中小企業者・税金を完納していること・保証協会の対象業種。該当の事業者が公害防止設備を導入する場合	借受人融資利率： 年0.5%（※0.4%） 限度額3,000万円 返済期間9年以内 （据置6か月を含む） 保証料補助全額 ※中央区版二酸化炭素排出抑制システム認証取得事業所等、優遇利率適用事務所に対して負担利率を軽減
	港区	環境対策融資	①東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」に該当する車両等（乗用車は対象外） ②急速充電設備・普通速充電設備設置費用	中小企業者	融資限度額：2,000万円以内 本人負担額：0.1% 貸付期間：7年以内

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
東京都	新宿区	環境保全資金	東京都指定の低公害・低燃費車購入のための設備資金	区内中小企業者 融資限度額 500万円 融資利率 年2.1% 利子補給 年1.4% 借受者負担金利 年0.7% 融資期間 5年以内 (うち据置期間6ヶ月)
	文京区	地球温暖化等環境対策資金	東京都の指定する低公害車の購入、既成の自動車に東京都の指定する公害を防止する設備を設置	区内事業者(条件あり) 融資限度額:1500万円 (代表者が区民の場合1800万円) 契約利率:年2.2% 利子補給:年1.7% 実質利率:年0.5% 返済期間:84か月(7年)以内 元金据置6か月以内を含む
	台東区	環境改善資金	「九都府市指定公害車」に認定された事業用エコカーの購入または買い替え	長期事業資金対象者 ※区内に主たる事業所を有する(法人は営業の本拠かつ本店登記)こと、区内で1年以上、同一場所で同一事業を営んでおり、今後も区内で事業を続けること。信用保証協会の対象業種であること。所得税(法人税)、事業税等を完納していること。 • 融資限度額 1,500万 • 融資利率 2.2%以内 • 利子補助 1.9%以内(信用保証料 全額補助) • 返済期間 700万円以内 7年以内(内据置12か月以内) 700万超 9年以内(内据置12か月以内)
	江東区	江東区環境保全対策資金融資	(1)電気自動車 (2)天然ガス自動車 (3)ハイブリッド・プラグインハイブリッド自動車 (4)東京都指定低公害車であること	中小企業(事業者・個人) 融資額1,250万円以内 年利2.1%のうち本人負担1.0%(区補助1.1%) 信用保証料補助 返済期間は6年以内 (据置期間12ヶ月を含む)
	品川区	品川区融資あつ旋環境対策資金	低公害車の導入	区内中小企業者および個人事業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年 1.9% 利子補給 年 1.6% 借受者負担金利 年 0.3% 融資期間(うち据置月数) 7年以内(6か月) 保証料補助率 2/3
	目黒区	工業近代化資金融資	自動車Nox・PM法の規制対象ディーゼル車(乗用車を除く)の低公害車への買換え	区内中小企業者 融資限度額 3,000万円以内 融資利率 1.8%以内 利子補給 1.1% 借受者負担金利 0.7%以内 融資期間 7年以内(措置6ヶ月含む)
	大田区	大田区中小企業融資あつせん制度「公害防止資金」	排ガス規制の対象となるディーゼル車の改修及び買換(車両保管場所が区内であること、自動車検査証にNox・PM対策地域内での使用制限が記載されていること。改修の場合は都条例の規制に適合するための装置の設置費用。中古車の買換は対象外。)	大田区内に住所(法人の場合は登記上の本店所在地)または主たる事業所を1年以上有し、同一事業を原則として同一場所で引き続き1年以上営んでいること)等 融資限度額 1,500万円 融資利率(上限) 年2.00% 利子補給 3分の2 借受者負担金利(上限) 年0.6% 信用保証料補助 全額 返済期間 5年以内 ※直接貸付ではなく金融機関へのあつせん
	世田谷区	世田谷区 中小企業融資あつせん制度 省エネルギー対策資金	エコカー(EV車・ハイブリッド車・LPG車・CNG車) 9都府市あおぞらネットワーク指定公害車(EV車と合わせて購入・設置する充電設備を含む)	区内中小企業者(法人、個人) ※条件、審査あり 限度額:2,000万円以内 融資利率:年2.2% 本人負担:年0.3% 利子補給:年1.9% 返済期間:7年以内(据置6か月以内を含む)
	渋谷区	渋谷区中小企業事業資金融資あつせん制度(低公害車特別資金)	東京都指定公害車(電気自動車、天然ガス車、ハイブリッド車、低排出ガス認定車、国の排出ガス最新規制に適合したディーゼル車等)の購入資金	区内に主たる事業所及び本店の登記を有し、区内で同一事業を一年以上営んでいる法人又は個人。ただし区内に引続き一年以上住所を有し、区外に事業所を有する個人事業者を含む。 融資限度額:1,000万円以内 融資利率:年1.7% 利子補給:年1.3% 借受者負担金利:年0.4% 返済期間:7年以内 ※営業に供するための自家用自動車は、400万円を限度とする。(ただし、原則として建設業・運輸業の事業用車輛は除く。)
	荒川区	荒川区中小企業融資制度(環境保全対策融資)	低公害車購入に要する経費	中小企業者 融資限度額 1,500万円 融資利率 年利 1.9% (本人負担0.9 区負担1.0) 信用保証料 区全額負担 返済期間 7年以内
	練馬区	地球温暖化等環境対策特別貸付	低公害車 (1) 電気自動車 (2) 天然ガス自動車 (3) ハイブリッド車 (4) 九都府市あおぞらネットワークで指定する低公害車	区内中小企業者 個人事業者 利用者負担金利 0.2% 貸付限度額 設備500万円 貸付期間 7年以内(据置期間6か月以内を含む) ※営業用普通車両の設備資金上限は250万円。 ※個人タクシーの車両購入の設備資金上限は400万円。貸付期間は4年以内。 信用保証料に対する補助については、支払った信用保険料の半分を区が補助する。

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
東京都	葛飾区	環境・省エネルギー対策 資金融資 ●東京都指定低公害車の購入費 (買換に限る) ハイブリッド自動車、電気自動 車、天然ガス自動車、メタノール 自動車など ●上記車両用の燃料供給設備の導 入費(供給燃料は、電気・天然ガ ス・メタノールに限る。)	区内に事務所を有する中小企業、 個人事業者	<ul style="list-style-type: none"> 融資利率：2.1% 融資限度額：2,000万円 3、5、7ナンバーの車両(タ クシーは除く)は1台につき 500万円が融資申込額の上 限。 融資期間：8年以内 補助率 利子補給：1.6% 信用保証料補助：30万円 	
	江戸川区	経営向上資金融資	営業用車両(いわゆる緑ナンバー) 又は貨物車、事業用特殊車両(1、 4、8、9ナンバー)であり、東 京都が指定する特定低公害・低燃 費車等の導入経費 ※原則として、新車の購入が対象	区内に1年以上住所を有し、区内 で引き続き1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者	融資限度額 8,000万円 融資期間 9年以内 (据置1年以内) 融資利率 年2.1%以内 利子補給 年1.6%以内 [本人実質負担 年0.5%] 信用保証料補助 当該融資分を全額補助
	立川市	立川市中小企業事業資金 融資あっせん制度 *制度見直しにより、平 成26年6月より融資対象 から除外となる。	電気自動車・メタノール自動車・ 天然ガス自動車・ハイブリッド車 の購入 *融資対象は、平成26年5月31日 までで終了	立川市内の中小企業者	融資限度額 1台 300万円 (建設・機械・運送業の事業用車 両については、1,500万円まで) 融資利率年 1.975% 利子補給年 1.575% 借受者負担金利年 0.40% 融資期間 7年以内 対象車両についての基準は定めて いなく申請の都度審査する。都 の低公害車購入の基準に準じている。
	青梅市	青梅市中小企業振興資金 等融資 (設備資金)	DPFおよび車両購入	中小企業者および団体	設備資金の限度額 2,000万円 融資期間10年以内 利率1.5%以内 利子補給0.6%以内
	小金井市	小金井市小口事業資金融 資あっせん制度	地球温暖化対策や公害防止対策等 の快適環境実現のための、営業用 の低公害車両の購入	市内中小企業者(法人、個人) ※条件あり。	限度額 : 200万円 融資利率 : 1.975% 利子補給 : 1.175% 借受人負担金利: 0.8% 融資期間 : 7年以内 * 平成26年10月現在 * 融資利率、利子補給、借受人 負担金利は変動性 参照URL: http://www.city.koganei.lg.jp/kakuka/shiminbu/keizaika/info/yuushiassen.html
	羽村市	中小企業環境配慮事業資 金融資	電気自動車・ハイブリッド自動車 等	市内中小企業	中小企業が行う経営資金・設備投 資・環境配慮事業に要する資金に、 利子の一部と保証料(2分の1・ 150,000円まで)を補助 【融資限度額】1000万円 【融資利率】1.6% (本人負担0.64%)
神奈川県	神奈川県中小企業制度融 資フロンティア資金	①最新規制適合車への買換え、九 都県市指定低公害車の購入 ②電気自動車や電気自動車の充電 設備	県内で原則1年以上同一事業を営 んでいる中小企業者又は協同組合 等	融資利率 年2.1%以内(固定) 融資限度額 8000万円(協同組合 等は1億2000万円) 融資期間 設備資金：1年超10 年以内	
神奈川県	横浜市	横浜市中企業融資制度 環境・エネルギー対策 資金	九都県市指定低公害自動車の新車 購入	横浜市内で1年以上同一事業を営 み、必要条件を満たす中小事業者 及び組合の方	融資利率：年2.1%以内 融資額：2億円以内 融資期間：10年以内
	川崎市	川崎市公害防止資金融資 制度(低公害自動車購入 資金融資)	九都県市低公害車指定制度により 指定された自動車(ただし、乗用 車及び軽貨物車を除く事業用車に 限る。)	中小企業者又は協同組合	融資限度額 会社、個人 5,000万円以内 協同組合 1億円以内 融資利率 融資実行時の長期プライムレ ート+0.1% 利子補給 融資利率の1/2相当額を補給 融資期間 300万円以下の場合 3年以内 300万円を超える場合は 5年以内 *ただし、1年以内の据置期間 を含む。
	平塚市	平塚市中小企業融資制度 (地球温暖化対策資金)	四輪以上で、搭載する電池がリ チウムイオン電池であり、かつ、 電気自動車用急速充電器の利用が 可能なもの(新車に限る)	商工業を営む中小企業者	利率：2.3% 限度額：5,000万円 期間：10年以内
	伊勢原市	環境対策資金融資制度	電気自動車等低公害車	中小企業	<ul style="list-style-type: none"> 融資限度額 2千万円 融資比率 1.8%以内(保証付 きの場合は1.5%以内) 融資期間 5年以内(うち据置 期間6カ月以内) 返済方法 割賦返済

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
新潟県	新潟市	新潟市あんしん未来資金・地球環境保全資金	①低公害車の導入 (電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車又は電動式フォークリフト) ②燃料供給施設の設定 (電気自動車等に充電する施設、天然ガス自動車に天然ガスを充てんする施設及びメタノール自動車にメタノール又はその化合物を充てんする施設)	中小企業者等	融資限度額 5,000万円 融資利率 ・信用保証協会の保証付き 5年以内 年1.60% 5年超 年1.80% ・その他 5年以内 年2.10% 5年超 年2.30% 利子補給 年1.0% 融資期間 ・1,000万円以内 10年以内 ・1,000万円超 15年以内
富山県		富山県中小企業環境施設整備資金融資制度	低公害車の購入に要する資金	県内に工場又は事業所を有し、事業を営む中小企業者に該当する者	【融資利率】 1.35%以内 【融資限度額】 ・中小企業者 3千万円以内 ・団体 5千万円以内 【償還期間】 7年以内
		富山県立山環境配慮バス購入資金融資制度	自動車NOx・PM法の基準に適合する定員11人以上のバス又は電気バス	立山有料道路等においてバスを運行する県内のバス事業者	【融資限度】 1事業者あたり4千万円以内 【融資利率】 年1.35%以内 【償還期限】 7年以内 (うち据置期間1年以内)
石川県		石川県地球温暖化対策支援融資制度	営業車輛への低公害車、ハイブリッド自動車、ハイブリッドトラックの導入など	環境マネジメントシステムに取り組んでいる者であって、1年以上県内に事業所を有し、引き続き事業を営み、県税の滞納がない中小企業者並びにその団体	融資限度額 5千万円 融資利率 年1.60% (1.20%) 融資期間 10年以内 (うち据置期間2年) 保証料率 年0.33%~1.35% ※()は付保ありの数字であり、別途、保証料率が加算される
石川県	金沢市	金沢市地球温暖化対策資金融資制度	低公害車の導入及びその燃料供給施設の整備	環境保全活動に取り組む市内中小企業者又は組合	融資限度額 2千万円 融資利率 低利固定金利 年1.40% 償還期間 10年以内 償還方法 元金均等償還
山梨県		環境対策融資	低排出ガス車に認定された自動車の購入、粒子状物質減少装置の整備に要する資金	中小企業者等	年利：責任共有 2.0% 貸付限度額：5,000万円 償還期間(据置期間)：7年(1年)
長野県	飯田市	新エネルギー・省エネルギー対策資金	電気自動車 メタノール自動車 圧縮天然ガス自動車 ハイブリッド自動車	中小企業者	貸付利率：年1.5% 貸付限度額：5,000万円以内 貸付期間：10年以内 据置期間：24ヵ月以内
岐阜県		岐阜県中小企業資金融資制度 新エネルギー等支援資金	「低燃費かつ低排出ガス認定車」及び「低公害車(CNG、HV、PHV、EV、燃料電池、水素自動車をいう)」など及びそれらに係る燃料供給設備(充電、ガス充填設備に限る)	県内に事業所または工場があり、1年以上事業を営んでいる中小企業者または組合	融資利率：年1.3% (償還期間が10年超の場合は1.7%) 融資限度額：運転資金：4,000万円、設備資金1億円 融資期間：運転資金：7年以内、設備資金：15年以内 利子補給：なし 保証料補給：年0.0%~0.9%の範囲で補給
静岡県	沼津市	沼津市環境保全資金利子補給事業	1 電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車及びハイブリッド自動車の購入並びにこれらの燃料等供給装置の設置及び改造 2 貨物自動車及びバス(乗車定員11人以上)の最新排出規制基準適合車への買換え(ディーゼル車で、最大積載量及び乗車定員が増加しないものに限る。) 3 自動車へのアイドリング・ストップ装置の取付け 4 ディーゼル自動車へのPM対策装置の取付け 5 その他市長が認める環境への負荷が少ない自動車への買換え	静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に基づき、経営改善資金の利子補給金の交付の対象となった中小企業者及び小規模企業者のうち、環境への負荷の低減を図るために有効な措置を行うもの	融資限度額： 静岡県中小企業事業資金融資制度要綱に基づき融資を受けた環境保全資金の額に0.8を乗じて得た額(20万円以上4,000万円以下を限度) 利子補給： 年利3.5%を限度とし、予算の範囲内で利子の一部を交付 融資期間： 7年を限度
愛知県		経済環境適応資金	環境負荷低減設備	中小企業者	融資限度額 1億5,000万円 融資期間・利率 5年 年1.6% 7年 年1.7% 10年 年1.8%

都道府県・市区町村名		融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
愛知県	名古屋市	名古屋市環境保全設備資金融資	①電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車及びプラグインハイブリッド自動車の購入、充電・充填設備の設置等 ②ディーゼル貨物自動車等の最新排ガス規制適合車への買い換え ③エンジン式フォークリフトから電動式フォークリフトへの買い換え	(1)市内中小企業者 (2)市内中小企業団体	融資利率 年1.6% 融資限度額 (1)1年度3,000万円 (2)6,000万円 ※①について、ハイブリッド車のうち、ガンリン乗用車については1台あたり上限300万円 融資期間 7年以内 (据置期間1年以内) 利子補給 支払利子額の①は全額、②③は半額
	岡崎市	岡崎市環境対策資金融資あっせん利子補給補助金制度	低燃費車の購入(ただし、HVはトラックのみ。乗用車は対象外とする。)	県内に事業所を有する中小企業者	融資限度額 1千万円 融資利率 年1.06% 返済期間 7年以内 補助金 当該融資期間に支払う利子相当額
三重県		三重県中小企業融資制度「環境・防災対策等促進資金融資」	①自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出基準適合車への買い替え ②長期規制車を廃車し、ポスト新長期規制車へ買い換え ③使用過程のディーゼル車の天然ガス自動車への改造 ④自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を排出基準適合車とするNOx・PM低減装置の装着 ⑤低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及びハイブリッド自動車)の購入	中小企業者及び組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 年1.75% (協会の保証を付さない場合は、1.8%) 貸付期間 7年以内 (据置1年含む)
三重県	四日市市	四日市市環境改善設備資金	自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車から排出適合車への買い替え	市内で1年以上引き続き同一事業を営み、自動車NOx・PM法に基づく排出基準非適合車を廃車し、排出適合車への買い替えを行う、市内に主たる事業所のある法人又は個人	融資限度額 3,000万円 返済期間 7年以内(内据置1年含む) 利率 1.2% 保証料-0.3% 連帯保証人(法人代表者を除き原則保証人不要) 原則 担保不要
滋賀県	大津市	大津市公害防止、環境保全施設整備等資金の貸付制度	低公害車(電気自動車、天然ガス車、メタノール車、ハイブリッド車、その他排出ガスの排出量が相程度少ないと市長が認める自動車)の購入	中小事業者及び中小企業団体	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 対象事業に要する経費の80%以内で、かつ1,000万円 【融資期間等】 1年の据置期間を含め貸付の日から10年以内 【その他】 連帯保証人2名を要し、かつ担保の提供または信用保証協会の保証が必要
京都府		経営発展支援融資(電気自動車等整備)	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車購入、充電設備整備	中小企業者・組合	【融資利率】 年2.2% (小規模企業者、小規模組合:年1.8%) 【融資限度額】 8千万円(中小企業者) 1億6千万円(組合) 【融資期間】 10年以内
京都府	舞鶴市	中小企業地球環境対策特別融資(略称:舞グリーン)	低公害車(事業用に限る)導入 ※電気自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車	市内の中小企業者	【融資利率】 年1.6% 【融資限度額】 2,000万円 【融資期間】 10年以内
兵庫県		兵庫県地球環境保全資金(最新規制適合車等購入資金)	①排出基準非適合車から最新規制適合車等への代替 ②低公害車の購入	中小企業者	融資利率 1.0% 融資限度額 1台毎に設定 融資期限 10年間(2年間据置可) 利子補給 なし
和歌山県		和歌山県中小企業一般融資振興対策資金(環境保全枠)	NOx・PM法排出基準適合車(乗用自動車除く)(非適合車からの買い替えに限る)	中小企業者	融資限度額:5,000万円 融資利率:年1.8%以内 (保証料別途) 融資期間:10年以内
		安全・安心推進資金(エネルギー政策推進枠)	1.クリーンエネルギー自動車用燃料供給施設、電気自動車用充電施設、天然ガス等燃料供給施設 2.クリーンエネルギー自動車、電気自動車、ハイブリッド車、天然ガスなど 3.自家発電装置、蓄電池 ※規模要件なし	中小企業者	融資限度額 設備資金1億円 融資利率 年1.2%以内(保証料別途) 融資期間 設備資金10年以内
島根県		島根県環境資金	○事業の用に供する低公害車購入経費 ○低公害車用燃料供給施設・設備の設置・改善経費	県内企業	融資限度額:2億円 融資利率:年1.65%又は年1.50% 融資期間:15年以内 償還方法: 2年以内据置き、元金均等月賦

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等
岡山県	環境保全資金	・事業用ディーゼル自動車へのディーゼル微粒除去装置(DPF)等の導入	環境保全を行う中小企業者又は組合	融資限度額 5,000万円 融資利率 責任共有制度対象：2.00% 責任共有制度対象外：1.85% (信用保証協会の保証料が必要な場合有) 融資期間 10年以内(うち据置2年以内)
	新エネルギー導入促進資金	・事業用のクリーンエネルギー自動車及び充電設備等の購入に必要な資金	新エネルギーの導入を行う中小企業者又は組合	融資限度額 1億円 融資利率 責任共有制度対象：2.00% 責任共有制度対象外：1.85% (信用保証協会の保証料が必要な場合有) 融資期間 12年以内(うち据置2年以内)
広島県	広島市 広島市中小企業融資制度 環境保全資金(特別融資)	(ア)電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池自動車及び水素自動車等の購入 (イ)最新排出ガス規制基準に適合しないディーゼル貨物自動車及びバスを廃車して、それと同程度以上の最大積載量の最新排出ガス規制基準適合車への買い替え	広島市内中小企業者	【融資限度額】 7,000万円 【融資利率】 年1.2%以下 【融資期間】 運転資金：7年以内 (うち据置1年以内) 設備資金：10年以内 (うち据置1年以内)
	福山市 福山市環境保全資金融資制度	・電気自動車 ・天然ガス自動車 ・燃料電池自動車	中小企業者 (市内で同一事業を1年以上営んでいる者)	融資額 2,000万円 利率 年1.97% 融資期間 7年以内 通常車両との差額で限度額以内とする。
山口県	山口県地球にやさしい環境づくり融資	低公害車(電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、LPG自動車、ハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車) ※新車に限る	個人	融資限度額 500万円 融資利率 年1.7% 償還期間 5年以内
	山口県地球温暖化対策施設等整備資金融資	同上	中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年1.7% 償還期間 1,000万円未満 5年以内 1,000万円以上 7年以内 5,000万円以上 10年以内
徳島県	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付制度	(4)電気自動車等低公害車の導入経費 電気自動車※1、メタノール自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車※1、クリーンディーゼル自動車※1、燃料電池自動車、低排出ガス認定かつ低燃費車※2 ※1電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車とは、経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象車とされている車両、又はこれらと同等以上の性能・品質であるものをいう。 ※2低排出ガス認定かつ低燃費車とは、下記に該当するものをいう。 ●「低排出ガス車認定制度(平成17年度基準値)により低排出ガス車認定75%低減レベル(☆☆☆☆)を受けているもので、かつ平成22年度燃費基準を+10%以上達成している自動車、又は平成27年度燃費基準を達成している自動車」 ●「低排出ガス車認定制度(平成17年度基準値)によりNOX及びPM10%低減レベル(☆)を受けているもので、かつ平成27年度燃費基準を達成している自動車」 (9)電気自動車充電設備の導入経費 経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車等導入促進対策費補助金」の補助対象機種とされている充電設備、又はこれらと同等以上の性能・品質であるもの	●中小企業者の方 ●県内に事業所を有し、原則として6ヵ月以上引き続き同一事業を営んでいる方 ●県税を滞納していない方	融資限度額：1億円 融資利率：1.6%以内(5年以内) 融資利率：1.7%以内(10年以内) 【対象設備の(4)～(5)】 1.7%以内(10年以内) 【対象設備の(1)～(3)、(6)～(10)】 ※融資対象設備(4)、(5)、(7)～(10)については、環境マネジメントシステム取得者(ISO14001、エコアクション21、グリーン経営)、徳島県認定3Rモデル事業所である事業者のみへの適用利率。その他の事業者は、表示利率に0.2%の上乗せ。 ※保証協会の保証を付けない場合は、融資利率に+0.3%の上乗せ。 保証料率：0.62%以内 詳細については http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010112200159/ に記載

都道府県・市区町村名	融資制度の名称	融資対象 (車両・燃料供給施設等)	融資対象者	融資利率・融資限度額 ・融資期間等	
愛媛県	愛媛県環境保全 資金融資制度	電気自動車、ハイブリッド自動車 その他低燃費で汚染物質の排出量 が低減されている自動車（エネル ギーの使用の合理化に関する法律 （昭和54年法律第49号）第78条第 1項の製造事業者等の判断の基準 に適合するもの又は窒素酸化物若 しくは二酸化炭素の排出量がハイ ブリッド自動車と同程度以下のも のに限る。）	県内に工場又は事業場を有する中 小企業者等で6ヶ月以上継続して 現事業を行っているもの	融資限度額 5000万円以内 融資期間 10年以内 返済方法 原則として分割弁済 融資利率 年1.70%	
高知県	高知県中小企業等融資制 度 (事業環境整備促進融資 (環境保全促進))	低公害車の導入	中小企業者	融資限度額 1億円 融資利率 年2.67%以内 融資期間 15年以内	
福岡県	福岡県環境保全等施設整 備資金融資制度	事業の用に供する低公害車の購 入・最新規制適合車への買い替え (いずれも新車購入に限る) ①低公害車（電気自動車、天然ガ ス自動車、メタノール自動車、ハ イブリッド自動車）の新たな購入 ②使用中のディーゼル自動車（貨 物自動車及びバス）の廃車に伴う 代替車両として車両総重量が同程 度の最新規制適合車への買い替え	以下の条件を満たす中小企業者又 は中小企業団体 ①県内に工場又は事業所を有し、 現に事業を営んでいること ②県の事業税を滞納していないこ と ③許認可等が必要な業種にあって は、その許認可等を取得している こと	・融資限度額：1企業4,000万円 以内 ・融資利率：年1.3% ・信用保証料率：年0.45～1.9% (割引制度あり) ・融資期間：10年以内（融資額 1,000万円未満の場合は7年以 内）	
福岡県	福岡市	福岡市商工金融資金制度 (環境・エネルギー対応 資金)	低公害車（電気自動車、天然ガス 車、メタノール車、ハイブリッド 車）の導入	中小企業者	1) 融資限度額：1億円 2) 融資期間：10年以内 (うち据置期間2カ年以内) 3) 融資利率：年1.2% (平成26年4月1日現在) ・保証料率：年2.20%以下
	北九州市	北九州市環境産業融資	環境配慮型製品導入資金（電気自 動車、プラグインハイブリッド車 及びそれらの充電設備のうち償却 資産として資産計上するものの導 入に必要な設備投資に対する資 金。）	(1)市内事業者で、市内にある事 務所等に環境配慮型製品を導入す ること (2)施設の設置等を行うための投 資額が200万円以上であること	○返済期間5年以内の場合 ・利率(%) (固定金利) 1.2% ・融資限度額 (最低投資額) 1千万円 (200万円) ・保証 保証協会の保証要 (保証料率：0.45～1.51%) ※保証協会の対象外企業は除く ○返済期間10年以内の場合 ・利率(%) (固定金利) 1.4% ・融資限度額 (最低投資額) 1 千万円 (200万円) ・保証 保証協会の保証要 (保証料率： 0.45～1.51%) ※保証協会の対象外企業は除く
熊本県	熊本県中小企業融資制度 (うち経営革新等支援資金)	・電気自動車の充電施設を設置す る者又は設置工事の施工に必要 な設備の導入を行う者 ・電気自動車を導入する者	中小企業者	・利率 固定 年2.10%以内 ・保証料率 0.25～1.70% ・融資限度額 1企業 5,000万円 ・融資期間 10年以内	
熊本県	熊本市	熊本市中小企業新エネル ギー設備等資金融資	電気自動車、天然ガス自動車、プ ラグインハイブリッド自動車、ク リーンディーゼル自動車	熊本市内に1年以上居住し、かつ 同一事業を1年以上経営している 中小企業者	融資限度額：1,000万円以内 融資期間：10年以内 融資利率：固定 年1.90%以内 信用保証料補給： 年0.45%～1.90% 市の方から1/2補給
	水俣市	水俣市「くまもとグリーン 保証制度」利活用促進 補助金制度	低排出ガス社用車(ハイブリッド・ クリーンディーゼル・電気等)	市内中小企業者	年1.9%以内・8,000万円以内・10 年以内 保証料及び3年分の利子全額補給
鹿児島県	地球温暖化対策資金	・低公害車の購入 ・使用中のディーゼル車（貨物自 動車、バス等）の最新排出ガス 規制適合者（貨物自動車、バス 等）への買換	県内で現に営む事業を1年以上継 続して営んでいる中小企業者及び 組合で、環境配慮型の経営を行お うとするもの及び環境配慮型のヒ ジネスを創出しようとするもの	・融資限度額 5,000万円 ・融資利率 1年以内 年1.9% 1年超3年以内 年2.0% 3年超5年以内 年2.1% 5年超7年以内 年2.3% 7年超 年2.7% ・融資期間 10年以内 (1年据置含) ・保証料率 年0.13～1.58%	
鹿児島県	鹿児島市中小企業融資 制度 (うち環境配慮促進資金)	事業用ハイブリッド自動車、天然 ガス自動車又は電気自動車の購入	市内に住所と事業所を有し、6月 以上事業を営んでいる個人・法人 の中小企業者	・融資限度額 3,000万円 ・融資利率 1年以内 年1.90% 1年超3年以内 年2.05% 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.35% 7年超 年2.45% ・融資期間 運転7年以内 (1年据置含) 設備10年以内 (1年据置含) ・保証料率 年0.45～1.90% ・保証料補助 5分の4	

●税制特例措置

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容(軽減率・適用期間等)	
栃木県	小山市	軽自動車税	100%電気駆動の車両	電気自動車の所有者	全額免税(H23~27)	
東京都		自動車取得税	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	平成21年度から平成26年度までに新車新規登録した場合について、自動車取得税を課税免除とする。	
		自動車税	電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	平成21年度から平成26年度までに新車新規登録した場合について、新車新規登録時の自動車税及び翌年度から5年度分の自動車税を課税免除とする。	
神奈川県	平塚市	軽自動車税	軽自動車税の対象のうち、電気を動力とする車種で、平成23年4月1日から平成27年4月1日までに登録されたもの(小型特殊自動車を除く)	平成23年4月1日以降に新規登録されたもの	軽減率：全額免除 適用期間：平成23年度から27年度までの5年間	
	鎌倉市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率：全額免除 適用期間：平成22年度～平成26年度(最長で5年間) ※対象は、平成26年4月1日までに登録された電気自動車。それ以降の登録は対象外。	
	藤沢市	軽自動車税	電気自動車(軽四輪車のみ)	対象の車両に係る軽自動車税の納税義務者(個人・法人)	軽減率 当該年度の軽自動車税を全額免除する 適用期間 減免されるのは申請があった当該年度のみ また、制度自体の適用期間は平成22年度から平成26年度の5年間	
	茅ヶ崎市	軽自動車税	電気自動車(軽四輪車のみ)	市民(個人)、事業者	減免(100%)(平成26年まで) また、制度自体の適用期間は平成22年度から平成26年度の5年間	
	大和市	軽自動車税	電気を動力とする車種	平成21年4月1日現在において登録されているもの及び平成21年4月以降に新規登録されたもの	・全額(100%)減免 ・減免期間は、平成21年度から平成27年度まで	
	伊勢原市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	個人及び法人	・免税 ・毎年申請を要する ・平成27年度までの措置	
	綾瀬市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車税)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	軽減率：100% 適応期間：平成23年～27年の5年間	
	寒川町	軽自動車税	電気自動車(4輪以上の軽自動車)※ハイブリッド車は対象外	納税義務者	軽減率：全額免除、 適用期間：平成26年度まで	
	大磯町	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額：軽自動車税の全額 減免期間：平成26年度から2年間	
	中井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	電気自動車保有 または使用者	軽減率：軽自動車税の全額減免 適用期間：平成22年度から5年間	
	大井町	軽自動車税	電気自動車(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車のうち電気を動力源とするもの)	個人、法人(いずれも1年以上町内に在住しているもの)	電気自動車にかかる軽自動車税の全額免除。免除期間は平成23年度課税分から5年間。	
	松田町	軽自動車税	所有者	電気自動車(軽自動車)を導入するもの	減免額：100%免除 適用期間：平成23年度から5年間	
	箱根町	軽自動車税	原動機付自転車、軽自動車及び2輪の小型自動車のうち、電気を動力源とするもの。 ※ただし、小型特殊自動車は除く	対象車両を導入するもの(既購入者を含む)	軽減率：100%免除 適用期間：平成28年度(平成28年4月1日登録分)まで 免除期間：初年度登録時より3年間	
	真鶴町	軽自動車税	電気自動車	所有者	減免(平成27年度まで)	
	湯河原町	軽自動車税	電気のみを原動力とする軽自動車等	対象車両に係る軽自動車税の納税義務者(個人・法人)	軽減率：全額免除 措置期間：平成26年度～平成30年度(毎年申請が必要)	
	清川村	軽自動車税	四輪以上の軽自動車電気を動力源とするもの	平成22年4月2日から平成26年4月1日までに登録された者	軽自動車税の全額 平成23年度から平成26年度まで	
	新潟県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録(中古車は除く)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車税の納税義務者	新車新規登録年度のみ 電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：おおむね50%免除
			自動車取得税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間に新車新規登録(検査)された電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車	自動車取得税の納税義務者	電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：おおむね50%免除
	新潟県	柏崎市	軽自動車税	新規検査(中古車を含む)を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車		新規登録年度の翌年度(4月1日の場合は当該年度)から 電気自動車：全額免除 プラグインハイブリッド自動車：半額免除

都道府県・市区町村名		特例を実施する税目	税制特例対象 (車両・燃料供給施設等)	税制特例対象者	措置内容(軽減率・適用期間等)	
愛知県		自動車税	平成24年1月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けた電気自動車、プラグインハイブリッド自動車及び燃料電池自動車	納税義務者	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年1月1日から平成24年3月31日までに新車新規登録を受けたもの 平成24年度からの5年度分を全額免除 平成24年4月1日から平成29年3月31日までの間に新車新規登録を受けたもの 新車新規登録を受けた年度の月割分及び翌年度から5年分を全額免除 	
三重県	四日市市	軽自動車税	電気のみを動力源とする軽自動車等	同左の納税義務者	軽減率：100%軽減 適用期間：平成23年度から平成27年度まで	
京都府		自動車取得税	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車の取得(平成21年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録(検査)を受けた際の取得に限る)	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の取得者(売主が所有権を留保している場合は買主)	【軽減率】 100%(課税免除) 【適用期間】 初度登録時	
		自動車税	電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車(平成24年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録を受けたものに限る) ※平成26年4月に適用期限が延長	電気自動車又はプラグインハイブリッド車の所有者(売主が所有権を留保している場合は買主)	【軽減率】 おおむね50%(平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録を受けたもの) おおむね75%(平成26年4月1日から平成29年3月31日までに新車新規登録を受けたもの) 【適用期間】 初度登録の翌年度及び翌翌年度	
京都府		京都市	軽自動車税	電気自動車(軽自動車)	所有者	軽減率 全額免除 適用期間 平成26年度課税分まで
		京丹波町	軽自動車税	電気自動車	所有者(町税滞納者は対象外)	全額免除 平成22年4月1日から10年間
大阪府	池田市	軽自動車税	電気、天然ガス、メタノール、ハイブリッド車、燃費効率の優れたガソリン車(※) (※)内燃機関を有する軽自動車(ガソリン車)のうち、国土交通省の平成17年排ガス基準の75%以上低減車でかつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している車	左記自動車(軽自動車)を新車登録したものの	平成25年度課税分から平成26年度課税分までの2年間、全額免除	
広島県		自動車税	平成24年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50%軽減 適用期間 新車新規登録の翌年度	
山口県		自動車税	平成25年4月1日から平成26年3月31日までに新車新規登録されたクリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス規制適合)	納税義務者	軽減率 通常の税額より概ね50%軽減 適用期間 平成26年度	
長崎県	大村市	軽自動車税	電気を動力源とする軽自動車	事業者及び個人(納税義務者)	軽減率：全額減免 適用期間：申請時より1年間(毎年申請)	
大分県		中津市	以下に掲げる環境負荷の少ない軽自動車の取得 ①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールまたはメタノールとメタノール以外のものと混合物を燃料とする軽四輪自動車 ④ハイブリッド軽四輪自動車 ⑤プラグインハイブリッド軽四輪自動車 ⑥平成17年排出ガス基準75%以上を低減し、かつ、平成27年度燃費基準のプラス25%以上を達成している軽四輪自動車	左記車両の納税義務者	減免率100%(申請により最大2年度分減免) 適用期間 平成25年度から平成27年度課税分 <ul style="list-style-type: none"> 平成24年4月2日～平成25年4月1日新車登録分、平成25、26年度課税分が減免対象 平成25年4月2日～平成26年4月1日新車登録分、平成26、27年度課税分が減免対象 	
		宇佐市	①電気軽四輪自動車 ②可燃性天然ガスまたは液化石油ガス軽四輪自動車 ③メタノールまたはメタノールとメタノール以外のものと混合物を燃料とする軽四輪自動車 ④ハイブリッド軽四輪自動車 ⑤プラグインハイブリッド軽四輪自動車 ⑥平成17年基準排出ガス基準75%以上を低減し、かつ平成27年度燃費基準の25%以上を達成している軽四輪自動車	納税義務者	減免率 100% 減免期間 平成25年度課税分から平成27年度分まで(初度検査より2年度分に限る) 対象車 平成24年10月1日から平成26年4月1日までの間に初度検査を受けた軽四輪車のうち宇佐市で課税対象となる軽四輪自動車	
宮崎県		自動車税	平成26年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録された電気自動車、燃料電池車、プラグインハイブリッド車、クリーンディーゼル乗用車、天然ガス自動車	納税義務者	税率を概ね50～75%軽減(新車新規登録の翌年度1年間)	